

○山口県立大学学則

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 1 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 4 月 1 日
 平成 21 年 4 月 1 日 平成 21 年 6 月 1 日
 平成 22 年 4 月 1 日 平成 23 年 4 月 1 日
 平成 24 年 4 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日
 平成 27 年 4 月 1 日 平成 27 年 9 月 1 日
 平成 28 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日
 平成 30 年 4 月 1 日 平成 31 年 4 月 1 日
 令和 2 年 4 月 1 日 令和 3 年 4 月 1 日
 令和 4 年 4 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日
 令和 6 年 4 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 14 条)
- 第 2 章 学年、学期、休業日及び授業期間(第 15 条―第 18 条)
- 第 3 章 修業年限及び在学期間(第 19 条・第 20 条)
- 第 4 章 入学、休学、退学、転学及び除籍(第 21 条―第 37 条)
- 第 5 章 科目等履修生、特別聴講生、研究生、外国人留学生及び委託生(第 38 条―第 43 条)
- 第 6 章 教育課程、単位数及び履修方法等(第 43 条の 2―第 55 条)
- 第 7 章 卒業及び学位等(第 56 条―第 58 条)
- 第 8 章 資格(第 59 条)
- 第 9 章 賞罰(第 60 条・第 61 条)
- 第 10 章 入学試験料、入学料、授業料及び科目等履修料(第 62 条)
- 第 11 章 補則(第 63 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 山口県立大学(以下「本学」という。)は、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資する人材を育成することを目的とする。

(自己点検評価)

第2条 本学は、本学における教育研究水準の向上を図るとともに、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 自己点検評価の実施について必要な事項は、別に定める。

(地域貢献)

第3条 本学は、本学の教育研究機能を活用し、地域と密接に連携し、地域の諸課題の解決について実践的に取り組み、地域への貢献を果たすものとする。

2 地域貢献について必要な事項は、別に定める。

(学部)

第4条 本学に国際文化学部、社会福祉学部及び看護栄養学部を置く。

2 学部に係る人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 国際文化学部 国際的視点を持ち、地域の諸課題に対応できる教養及び技能を備え、地域の国際化と情報化、個性豊かな地域文化の振興と創造、人々の暮らしの質向上に資する人材の育成を目的とする。

(2) 社会福祉学部 地域社会における多様な福祉ニーズに対応できる広い視野と専門知識を有するとともに、福祉に関する問題解決に向けた実践力を兼ね備えた人材の育成を目的とする。

(3) 看護栄養学部 生命や人間性を尊重する精神に基づく看護あるいは栄養の専門知識と技術を有するとともに、保健、医療、福祉等の様々な分野の人々との連携のもとに地域の人々の健康増進及び疾病予防の援助並びに療養上の支援ができる人材の育成を目的とする。

3 学部に属する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	学生定員	
		入学定員	収容定員
国際文化学部	国際文化学科	50 人	200 人
	文化創造学科	45 人	180 人
	情報社会学科	40 人	160 人
社会福祉学部	社会福祉学科	87 人	348 人
看護栄養学部	看護学科	55 人	220 人
	栄養学科	42 人	168 人

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院について必要な事項は、別に定める。

(別科助産専攻)

第6条 本学に別科助産専攻を置く。

2 別科助産専攻は、地域の周産期医療及び母子保健の発展と向上に資する専門職としての知識と技能を有し、助産及び女性の生涯にわたる健康保持を支援できる実践能力を備えた自律した助産師の育成を目的とする。

3 別科助産専攻の入学定員及び収容定員は、8人とする。

(特別の課程)

第7条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し修了の事実を証する証明書を交付することができる。

(図書館及びセンター)

第8条 本学に次の施設を置く。

- (1) 図書館
- (2) 郷土文学資料センター
- (3) 教職センター
- (4) 地域共生センター
- (5) 看護研修センター
- (6) 健康サポートセンター
- (7) グローバルセンター
- (8) キャリアサポートセンター
- (9) 基盤教育センター

2 前各号に掲げる施設について必要な事項は、別に定める。

(厚生施設等)

第9条 本学に厚生施設及び課外活動施設を置く。

2 前項に定めるもののほか、厚生施設及び課外活動施設について必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 本学の事務局は、公立大学法人山口県立大学が別に定める事務局組織とする。

(職員)

第11条 本学に次に掲げる職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 教授
- (5) 准教授
- (6) 講師
- (7) 助教
- (8) 助手
- (9) 事務職員

- 2 前項に掲げるもののほか、特任教員、非常勤講師その他必要な職員を置くことができる。

(各組織の長)

第12条 本学に次に掲げる長を置く。

- (1) 学部に学部長を置き、その学部の教授をもって充てる。
- (2) 学部の学科に学科長を置く。
- (3) 研究科に研究科長を置き、その研究科の教授をもって充てる。
- (4) 研究科の専攻に専攻長を置く。
- (5) 別科助産専攻に別科長を置き、別科助産専攻の教授をもって充てる。
- (6) 図書館に館長を置く。
- (7) 第8条第1項第2号から第9号までに規定する各センターに、それぞれセンター長を置く。

(名誉教授)

第13条 本学に学長、副学長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授の称号を授与することについて必要な事項は、別に定める。

(教授会等)

第14条 学部、研究科及び別科に教授会を置く。

- 2 教授会は、その置かれる組織の教授、准教授、常勤の講師及び助教で組織する。
- 3 教授会は、その置かれる組織に係る重要な事項を審議し、並びに大学に関する法令の規定及びこの学則並びに公立大学法人山口県立大学が定める規則及び規程の規定によりその権限に属させられた事項を行う。
- 4 研究科相互の連携及び調整を図るため、大学院運営会議を置く。
- 5 前各項に定めるもののほか、教授会、大学院運営会議の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(開学記念日)

第16条の2 本学の開学記念日は、5月15日とする。

(休業日)

第 17 条 次に掲げる日は、授業を行わない日(以下「休業日」という。)とする。ただし、学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時休業をすることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (2) 春季休業日
- (3) 夏季休業日
- (4) 冬季休業日

2 前項第 2 号から第 4 号までの各号に掲げる休業日の期間は、年度の初めに学長が定める。

3 学長は、教育上特に必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、臨時に授業を行うことができる。

(授業期間)

第 18 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週を原則とする。

2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8 週、15 週その他の本学が定める期間を単位として行うものとする。

第 3 章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第 19 条 学部の修業年限は、4 年とする。

2 別科助産専攻の修業年限は、1 年とする。

(在学期間)

第 20 条 在学期間は、学部にあつては 8 年を、別科助産専攻にあつては 2 年を超えることができない。

第 4 章 入学、休学、退学、転学及び除籍

(入学の時期)

第 21 条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 学長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学期の区分に従い、学年の中途において入学を許可することができる。

(入学資格)

第 22 条 本学の学部に入學することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (4) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条に規定する廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者
- 2 本学の別科助産専攻に入学することができる者は、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。
- (1) 学校教育法第 90 条第 1 項に規定する大学入学資格を有する者
 - (2) 入学時において看護師国家試験受験資格又は看護師免許を有する者
- (入学志願手続)

第 23 条 本学へ入学しようとする者(以下「入学志願者」という。)は、指定する期日までに、入学願書に入学試験料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学試験)

第 24 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

- 2 入学試験について必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。
- (合格者の決定)

第 25 条 学長は、教授会の選考を経て入学試験の合格者を定め、当該合格者にその旨を通知する。

(入学手続及び入学の許可)

第 26 条 前条の規定による通知を受けた者は、指定する期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- (休学)

第 27 条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、引き続き 3 月以上修学することができないときは、休学願(病気を理由とする休学願については医師の診断書を添付したもの、留学を理由とする休学願については海外活動計画書を添付したもの)を学長に提出し、その許可を受けて休学することができる。

- 2 学長は、病気のため修学が困難と認められる学生に対し、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、学部在籍外国人留学生であって学長が特に考慮すべき事情があると認めたときは、連続して2年の休学期間を認めることができる。
- 4 学長が特別な理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。ただし、いかなる場合も、学部にあつては連続して2年(学部在籍外国人留学生であつて、前項の規定により連続して2年の休学期間を認めた場合には3年)、通算して4年を、別科助産専攻にあつては通算して1年を超えることはできない。
- 5 休学期間は、第20条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第28条 学生は、休学期間の満了のとき、又は休学期間中でもその理由が消滅したときは、復学願(病気が治癒したことを理由とする復学願については、医師の診断書を添付したもの)を学長に提出し、その許可を受けて復学することができる。

(退学)

第29条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、退学願(病気を理由とする退学願については、医師の診断書を添付したもの)を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第30条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第31条 学生は、学長の許可を受けて、外国の大学に留学をすることができる。

(除籍)

第32条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、教授会の議を経て除籍(第29条に規定する退学願の提出がなくとも学長が強制的に退学させることをいう。以下同じ。)することができる。

- (1) 第27条第4項に規定する休学期間を経過してもなお復学又は退学しないとき。
- (2) 第20条に定める在学期間を経過したとき。
- (3) 正当な理由なしに授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき。
- (4) 死亡又は行方不明になったとき。

2 除籍について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第33条 次に掲げる者で退学又は除籍前と同一学部同一学科に再入学しようとするものは、再入学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 第 29 条の規定により退学した者
 - (2) 前条第 1 項第 1 号の規定により除籍された者
 - (3) 前条第 1 項第 3 号の規定により除籍された者で、除籍の日から起算して 2 年以内に未納の授業料を納入したもの
- 2 再入学の出願は、退学又は除籍の日から起算して 3 年以内に限り、することができる。

(転入学)

第 34 条 他の大学から本学に転入学しようとする者は、転入学願に入学試験料を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(編入学)

第 35 条 次に掲げる者で本学の学部及び学科に編入学しようとするものは、編入学願に入学試験料を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者
 - (4) 短期大学を卒業した者
 - (5) 高等専門学校を卒業した者
 - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が 1700 時間以上であるものに限る。)を修了した者(同法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)
 - (7) 外国において学校教育における 14 年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
 - (8) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程のうち、修業年限が 2 年以上で、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者(同法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)
- 2 本学の学部に編入学しようとする者は、編入学願に入学試験料を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学者等の選考及び入学手続)

第 36 条 学長は、教授会の選考を経て再入学、転入学又は編入学をさせようとする者を定め、当該者にその旨を通知する。

- 2 第 26 条の規定は、前項の通知を受けた者について準用する。

(転学部等)

第 37 条 本学の学部の学生で、他の学部の学科又は同一学部の他の学科に転学部又は転学科をしようとするものは、転学部願又は転学科願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、関係教授会の議を経て行う。

第5章 科目等履修生、特別聴講生、研究生、外国人留学生及び委託生

(科目等履修生)

第38条 本学の授業科目の一部を履修しようとする者(次条第1項の規定に該当する者を除く。)については、学長は、教授会の選考を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生として入学を志願する者は、科目等履修願を学長に提出しなければならない。

(特別聴講生)

第39条 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下この項において同じ。)の学生で、本学の授業科目の一部を履修しようとするものについては、学長は、当該他の大学又は短期大学と協議し、かつ、教授会の選考を経て特別聴講生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講生として入学を志願する者は、特別聴講願を学長に提出しなければならない。

(研究生)

第40条 本学において、特別の事項について研究しようとする者については、学長は、教授会の選考を経て研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生として入学を志願する者は、研究願を学長に提出しなければならない。

(外国人留学生)

第41条 大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人が本学に入学を志願したときは、学長は、教授会の選考を経て外国人留学生として、入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生として入学を志願する者は、入学願を学長に提出しなければならない。

(委託生)

第42条 官公庁、団体、学校等から、その所属する職員の研修を目的とする委託の申出があったときは、学長は、教授会の議を経て当該者を委託生として入学を許可することができる。

- 2 前項の申出をしようとする者は、委託願に委託生になろうとする者の履歴書を添えて、学長に提出しなければならない。

(その他)

第43条 この章に定めるもののほか、科目等履修生、特別聴講生、研究生、外国人留学生及び委託生について必要な事項は、別に定める。

第6章 教育課程、単位数及び履修方法等

(教育課程の編成)

第43条の2 本学は、学部及び別科助産専攻の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第44条 学部の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

2 別科助産専攻の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

(授業の方法等)

第44条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用によりおこなうものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 卒業に必要な所定の単位数のうち、前項に規定する授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

4 第1項の授業は、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 第1項の授業は、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第44条の3 学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第19条の2第1項第2号に規定する大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアムの社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を本学において開設したものとみなすことができる。

(1単位当たりの授業時間数)

第45条 学部の授業科目の1単位当たりの授業時間数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 講義及び演習 15時間(看護栄養学部にあつては、15時間から30時間までの範囲内で学長が定める時間)

(2) 実験、実習及び実技 30時間(看護栄養学部にあつては、30時間から45時間までの範囲内で学長が定める時間)

2 別科助産専攻の授業科目の1単位当たりの授業時間数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 講義 15時間

(2) 演習 30時間

(3) 実習 45時間

(履修科目の届出)

第46条 学生は、学期の始めに、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに学部長又は別科長に届け出なければならない。

(履修科目の単位数の上限)

第47条 学部の学生は、1年間又は1学期間において履修することができる授業科目の単位数の上限として別に定める単位数を超えて、授業科目を履修することはできない。

(所属学科以外の授業科目の履修)

第 48 条 学部の学生は、他の学部の学科又は同一学部の他の学科の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により、他の学部の学科の授業科目を履修しようとするときは所属する学部の学部長を経て当該他の学部の学部長の許可を、同一学部の他の学科の授業科目を履修しようとするときは学部長の許可を受けなければならない。

3 本学大学院へ進学を希望する学部の学生は、所属学部において教育上有益等と認められる場合には、別に定めるところにより、本学大学院研究科の授業科目を履修することができる。

(単位の修得の認定)

第 49 条 授業科目の単位の修得の認定は、試験その他本学が別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第 49 条の 2 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 卒業に必要な所定の単位数のうち、前項の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、30 単位を超えないものとする。

(試験及び成績の評価)

第 50 条 試験は、学期又は学年の終わりに、その学期又は学年中に履修した授業科目について筆記試験、口述試験、論文提出等の方法によって行う。

2 成績は、秀、優、良、可、不可の標語及び一定期間において履修した各授業科目の成績に係る評点に当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を履修した各授業科目の単位数の総和で除して得た数値をもって示す。

3 単位の修得は、可以上の成績の場合とする。

4 成績は、教育上特に必要があると認められるときは、前 2 項の規定にかかわらず、合格と不合格の標語をもって示すことができる。

(入学前に修得した単位の取扱い)

第 51 条 本学の学部の学生(本学の学部へ再入学、転入学又は編入学をした者を除く。)が本学の学部へ入学する前に本学又は他の大学若しくは短期大学若しくは高等専門学校若しくは専修学校の専門課程(これらに相当する外国の教育機関を含む。以下「他の大学等」という。)において修得した単位(大学において科目等履修生として修得した単位を含む。)については、別に定めるところにより、本学の教育課程において修得したものと認定することができる。

2 本学の学部の学生(本学の学部へ再入学、転入学又は編入学した者を除く。)が本学へ入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科

学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により認定又は与えることができる単位については、第53条第2項及び第54条第2項の規定により認定された単位を含め60単位を超えないものとする。

(既に履修した授業科目の取扱い等)

第52条 第33条から第37条までの規定により、再入学、転入学、編入学、転学部又は転学科を許可された者に係る既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに修業年限及び在学期間については、教授会の議を経て学長が決定する。

- 2 本学の学部転入学又は編入学を許可された者が本学の学部に入る前に他の大学等において修得した単位については、卒業の要件に必要な単位数の3分の2を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。

(他の大学等の授業科目の履修等)

第53条 学部の学生は、学長の許可を受けて、他の大学等の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、別に定めるところにより、第51条第1項及び第2項並びに第54条第2項の規定により認定された単位を含め60単位を超えない範囲内で、本学において修得したものと認定することができる。

(他の教育施設等における学修)

第54条 学部の学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位については、第51条第1項及び第2項並びに前条第2項の規定により認定された単位を含め60単位を超えないものとする。

(その他)

第55条 この章の定めるもののほか、授業科目の履修方法、試験、成績の評価等について必要な事項は、別に定める。

第7章 卒業及び学位等

(卒業及び学位)

第56条 本学の学部4年(再入学、転入学又は編入学をした者にあつては、第52条の規定により決定した修業年限)以上在学し、所定の授業科目を履修しその単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。ただし、第32条第1項第3号に定める場合は学長が卒業を認定しないことがある。また、同号の事由による除籍の場合において、同条第2項にいう別に定められた手続により学長が除籍された者の卒業又は修了を認定するときは、改めて教授会の議を経ることを要しない。(以下第57条第1項において同じ。)

2 学長は、前項の規定により卒業を認定された者に卒業証書を授与する。

3 本学の学部を卒業した者に学士の学位を授与する。

(別科助産専攻の修了)

第 57 条 本学の別科助産専攻に在学し、所定の授業科目を履修しその単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が課程の修了を認定する。

2 学長は、前項の規定により修了を認定された者に修了証書を授与する。

(学位に関する必要な事項)

第 58 条 本学において授与する学位の種類、論文審査の方法、試験等、学位について必要な事項は、別に定める。

第 8 章 資格

(取得できる資格)

第 59 条 学科において取得できる資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 247 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部科学省令第 26 号）に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる免許状を受ける資格を取得することができる。

学科	免許状の種類
国際文化学部国際文化学科	中学校教諭 1 種免許状(英語)
	高等学校教諭 1 種免許状(英語)
国際文化学部文化創造学科	中学校教諭 1 種免許状(国語)
	高等学校教諭 1 種免許状(国語)
国際文化学部情報社会学科	高等学校教諭 1 種免許状(情報)
社会福祉学部社会福祉学科	高等学校教諭 1 種免許状(福祉)
	特別支援学校教諭 1 種免許状(知的障害者)(肢体不自由者)(病弱者)
看護栄養学部看護学科	養護教諭 1 種免許状
看護栄養学部栄養学科	高等学校教諭 1 種免許状(家庭)
	栄養教諭 1 種免許状

(2) 次の表の左欄に掲げる学科において、前項の免許状を受ける資格（栄養教諭 1 種免許状を除く。）を取得するもので、同表の右欄に掲げる法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる修了証書を受ける資格を取得することができる。

学科	資格の種類
国際文化学部国際文化学科 国際文化学部文化創造学科	司書教諭(学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号))
看護栄養学部栄養学科	司書教諭(学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号))

- (3) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、同表の右欄に掲げる法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を取得することができる。

学科	資格の種類
国際文化学部国際文化学科	司書(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号))
国際文化学部文化創造学科	学芸員(博物館法(昭和 26 年法律第 285 号))

- (4) 次の表の左欄に掲げる学科の課程を修了した者は、同表の右欄に掲げる免許を受ける資格を取得することができる。

学科	免許の種類
看護栄養学部栄養学科	栄養士(栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号))

- (5) 次の表の左欄に掲げる学科の課程を修了した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を受験することができる。

学科	試験の種類
看護栄養学部看護学科	看護師国家試験(保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号))
看護栄養学部栄養学科	管理栄養士国家試験(栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号))

- (6) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を受験することができる。

学科	試験の種類
国際文化学部国際文化学科 国際文化学部文化創造学科	日本語教員試験(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和 5 年法律第 41 号))
社会福祉学部社会福祉学科	社会福祉士国家試験(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)) 精神保健福祉士国家試験(精神保健福祉法(平成 9 年法律第 131 号))
看護栄養学部看護学科	保健師国家試験(保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号))

- (7) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、同表の右欄に掲げる法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を取得する。

学科	資格の種類
社会福祉学部社会福祉学科	社会福祉主事(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)) 児童指導員(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号))
看護栄養学部栄養学科	食品衛生管理者(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)) 食品衛生監視員(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号))

- 2 別科助産専攻の所定の授業科目を履修し、課程を修了した者は、助産師国家試験（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号））を受験することができる。

第 9 章 賞罰

（表彰）

第 60 条 学長は、特に他の模範となる学生に対し、教育研究評議会の議を経て表彰することができる。

- 2 表彰について必要な事項は、別に定める。

（懲戒）

第 61 条 学長は、学則その他本学の定める諸規程を遵守せず、又は学生の本分に反する行為のあった学生に対し、教授会の議を経て、懲戒として訓告、停学又は退学の処分をすることができる。

- 2 退学の処分は、次の各号の一に該当するときに行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由がなくて出席常でないとき。
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、懲戒について必要な事項は、別に定める。

第 10 章 入学試験料、入学料、授業料及び科目等履修料

（入学試験料等）

第 62 条 入学試験料、入学料、授業料及び科目等履修料等は、別に定めるところにより納入しなければならない。

第 11 章 補則

（補則）

第 63 条 この規程に定めるもののほか、本学の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 18 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、平成 18 年 4 月 1 日以後も引き続き公立大学法人山口県立大学が設置する山口県立大学に在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 18 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学又は編入学する者に係る授業科目等は、別表 1 から別表 3 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

- 4 平成 18 年度前期の授業料の納付の時期は、第 70 条第 2 項の規定にかかわらず、理事長が別に定める日までとする。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 生活科学部及び看護学部は、改正後の山口県立大学学則(以下「改正後の学則」という。)第 2 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該学部に進学する者が当該学部に進学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 健康福祉学研究科生活健康科学専攻は、改正後の学則第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該専攻に進学する者が当該専攻に進学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 平成 19 年 3 月 31 日に山口県立大学に進学し、引き続き進学する者(以下「在学者」という。)に係る取得できる資格並びに授業科目、単位数及び履修方法(以下「資格等」という。)は、改正後の学則第 64 条、第 65 条、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成 19 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る資格等は、改正後の学則第 64 条、第 65 条、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る資格等と同様とする。

ただし、生活科学部栄養学科に編入学する者は、生活科学部栄養学科における所定の授業科目を履修し、その単位を修得するほか、食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号)に定める必要な授業科目を履修し、その単位を修得した場合に限り、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 21 年 3 月 31 日に社会福祉学部、看護栄養学部看護学科及び看護学部に進学し、引き続き進学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法(以下「授業科目等」という。)は、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成 21 年 4 月 1 日以後に看護栄養学部看護学科に再入学、転入学及び編入学をする者に係る授業科目等は、別表第 1 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成 21 年 6 月 1 日)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の山口県立大学学則第 15 条の 2 の規定は、平成 22 年度以降に入学する者について適用し、平成 21 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る通算の休学期間は、改正後の学則第 27 条第 5 項の規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 23 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る通算の休学期間は、改正後の学則第 27 条第 5 項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る通算の休学期間と同様とする。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る取得できる資格並びに授業科目、単位数及び履修方法（以下「資格等」という。）は、改正後の学則第 64 条、別表 1 及び別表 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る資格等は、改正後の学則第 64 条、別表 1 及び別表 4 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る資格等と同様とする。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の第 46 条の 2、別表第 1 及び別表第 1 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る授業科目等は、改正後の第 46 条の 2、別表第 1 及び別表第 1 の 2 の規定にかかわらず、その者の所属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。
- 4 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「大学院在学者」という。）に係る授業科目等は、別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成 27 年 4 月 1 日以後に山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、その者の所属する年次の大学院在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成 27 年 9 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 24 年 3 月 31 日に社会福祉学部 に在学し、平成 24 年 4 月 1 日以後も引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の山口県立大学学則第 64 条第 5 項及び別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成27年4月1日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成29年4月1日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年3月31日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成30年4月1日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年3月31日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成31年4月1日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年3月31日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成31年4月1日以後に履修するものについては、改正前の別表第1の「教育哲学」を「教育原理」に、「教育方法学」を「教育方法・教育課程論」にそれぞれ読み替えて適用する。

附 則(令和2年4月1日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の山口県立大学学則第60条第1項ただし書きの規定は、令和3年度以後に在学する者について適用し、令和2年度以前に除籍となった者については、なお従前の例による。
- 3 令和3年3月31日に社会福祉学部に進学し、令和3年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の山口県立大学学則第64条第1項、第5項及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月1日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和4年3月31日に山口県立大学に進学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の別表第1、別表第4及び削除後の第46条の2、別表第1の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、令和4年4月1日以後に履修するものについては、改正前の別表第1の「教育方法・教育課程論」を「教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）」に読み替えて適用する。
- 3 令和4年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1、別表第4及び削除後の第46条の2、別表第1の2の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。
- 4 令和4年3月31日に山口県立大学大学院に進学し、引き続き在学する者（以下「大学院在学者」という。）に係る授業科目等は、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和4年4月1日以後に山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、その者の所属する年次の大学院在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和5年4月1日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 令和5年3月31日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の第44条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和5年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の第44条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和6年4月1日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第4条第3項の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和7年度	令和8年度	令和9年度
国際文化学部	国際文化学科	236 人	200 人	212 人
	文化創造学科	201 人	180 人	187 人
	情報社会学科	40 人	160 人	120 人
社会福祉学部	社会福祉学科	396 人	348 人	364 人
看護栄養学部	看護学科	220 人	220 人	220 人
	栄養学科	168 人	168 人	168 人

○山口県立大学授業科目履修規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 6-3 号)

改正	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 23 年 4 月 1 日一部改正	平成 23 年 7 月 20 日
	平成 24 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年 5 月 16 日
	令和 2 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日
	令和 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県立大学学則(平成 18 年規程第 1 号。以下「大学学則」という。)第 44 条及び第 55 条並びに山口県立大学大学院学則(令和 5 年規程第 1-2 号。以下「大学院学則」という。)第 28 条及び第 37 条の規定に基づき、授業科目の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第 1 条の 2 学部の授業科目は次のように区分し、区分ごとの授業科目、単位数及び履修方法は別表第 1 のとおりとする。

- (1) 学部又は学科の教育上の目的を達成するために必要な科目
- (2) 教職に関する専門科目
- (3) 司書に関する専門科目
- (4) 司書教諭に関する専門科目
- (5) 学芸員に関する専門科目
- (6) 登録日本語教員養成課程に関する専門科目
- (7) 社会福祉士養成に関する科目
- (8) 精神保健福祉士養成に関する科目
- (9) 保健師養成に関する科目
- (10) 学校司書に関する専門科目

2 別科助産専攻の授業科目は、別表第 2 のとおりとする。

3 修士課程及び博士前期課程の授業科目は、別表第 3 のとおりとする。

4 博士後期課程の授業科目は、別表第 4 のとおりとする。

(多様なメディアを高度に利用する授業)

第 1 条の 3 大学学則第 44 条の 2 第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業、外国において履修させる授業、校舎及び附属施設以外の場所で行う授業については、毎年度のシラバスにおいてその旨を明記する。

(授業科目の履修届)

第2条 学生は、每学期授業開始後2週間以内に、指定された方法により、履修しようとする授業科目の履修の届出を行わなければならない。

2 履修の届出がされていない授業科目については、単位の修得を認めない。

3 学部 of 学生に係る各学期に履修できる科目に係る単位数の合計（卒業に必要な単位として計算されない科目に係る単位数を除く。）は、原則として次の表の単位数を超えることができない。

学 部	学 科	上限単位数
国際文化学部	国際文化学科	25 単位（ただし年間 49 単位以下）
	文化創造学科	25 単位（ただし年間 49 単位以下）
	情報社会学科	25 単位（ただし年間 49 単位以下）
社会福祉学部	社会福祉学科	25 単位（ただし年間 49 単位以下）
看護栄養学部	看 護 学 科	26 単位
	栄 養 学 科	25 単位

4 前項の規定は、3年次編入学生、休学者又はその他やむを得ない事由のある者については、適用しない。

(履修の中止)

第3条 学生は、授業科目の履修を取り止めるときは、各学期の授業開始の日から4週間以内に、チューター教員又は指導教員を経由して教育研究支援部長に履修の中止を届け出るものとする。

(学業成績)

第4条 学業成績は、試験及び平素の成績による。

(学業成績の判定区分及びグレード・ポイント)

第5条 学業成績は「秀(100～90)」「優(89～80)」「良(79～70)」「可(69～60)」「不可(59～0)」の5区分で判定する。

2 グレード・ポイント及びグレードポイント・アベレージの運用については、別に定める。

(出席要件)

第6条 所定の授業時間の3分の2以上出席していない授業科目は、成績にかかわらず、単位の修得を認めない。

(修得単位の取扱)

第7条 修得した単位は、原則として放棄できない。

(試験)

第8条 試験は、定期試験及び平素の試験からなる。

- 2 定期試験は、各学期の終わりに期間を定めて行う。
- 3 定期試験は、実施の2週間前までにその日程並びに再試験の実施の有無、日程、方法等を掲示する。
- 4 定期試験の結果は、試験終了後1週間以内に発表する。

(試験時の不正行為)

第9条 試験において不正行為を行い、大学学則第61条の規定により懲戒を受けた学生については、当該不正行為を行った試験の単位だけでなく、その学期に関わるすべての履修科目の単位の修得を認めない。

(追試験)

第10条 病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受けようとする者は、原則として当該科目の試験開始時刻までにその事由を教育研究支援部教務部門に申し出るものとする。
- 3 前項の規定により申出をした者は、原則として当該授業科目の定期試験終了後教育研究支援部長が定める日までに、追試験願を学部長、研究科長又は別科長（以下「学部長等」という。）に提出するものとする。
- 4 追試験は、原則として欠席事由の消滅後1週間以内に行うものとする。ただし、4年次の授業科目の追試験については、定期試験期間終了後1週間以内に行う。
- 5 追試験の成績は、定期試験に準じる。

(再試験)

第11条 再試験を実施する授業科目の定期試験または追試験を受験し、成績評価が「不可」となった者は、再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受けようとする者は、再試験願を学部長等に提出しなければならない。
- 3 再試験願の提出期限は、原則として試験終了後教育研究支援部長が定める期日とする。
- 4 再試験の実施及び結果の確定は、原則として試験終了後教育研究支援部長が定める日までに行う。
- 5 再試験に基づく学業成績は、「可」又は「不可」とする。

(再履修)

第12条 単位の修得ができなかった授業科目については、再履修することができる。

- 2 再履修の届出は、通常の履修の届出と同一期間中に授業科目履修届を用いて行う。

(進級制限)

第13条 学部の学生については、次の各学年に進級基準の単位数（卒業に必要な単位として計算されない科目に係る単位数を除く。）を設ける。

- | | |
|--------|---------|
| 1年次終了時 | 25 単位以上 |
| 2年次終了時 | 55 単位以上 |
| 3年次終了時 | 85 単位以上 |

- 2 前項に規定する単位数に達していない者には、原則として進級を認めない。
(学習支援及び退学勧告)

第 14 条 正当な理由なく、2 年間の在学期間終了時に 40 単位未満、4 年間の在学期間終了時に 80 単位未満の単位修得しかできない者で、3 学期連続して学期 GPA が 2.00 に達しない学部学生については、必要な学習支援を行うものとする。

- 2 前項の学習支援を行ったにもかかわらず成業の見込みがないと認められる場合には、学長は、大学学則第 61 条第 2 項第 2 号の定めるところにより、本人及び保護者に対して退学を勧告することができる。

(所属学科以外の授業科目の履修)

第 15 条 大学学則第 48 条の規定に基づき所属学科以外の授業科目の履修の許可を受けようとする者は、他学部(学科)授業科目受講願を所属する学部の学部長に提出しなければならない。

(所属専攻以外の授業科目の履修)

第 16 条 大学院学則第 31 条の規定に基づき所属専攻以外の授業科目の履修の許可を受けようとする者は、他研究科(学部) 授業科目受講願を所属する研究科の研究科長に提出しなければならない。

(他の大学等の授業科目の履修)

第 17 条 大学学則第 53 条及び大学院学則第 36 条の規定に基づく他の大学等の授業科目の履修については、山口県立大学他の大学等の授業科目の履修等に関する規程による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 16 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 平成 16 年 4 月 1 日以降に転入、編入学又は再入学した学生については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者と同様とする。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 19 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程第 13 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 20 日)

この規程は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 16 日)

この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年3月31日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の山口県立大学授業科目履修規程別表第1から別表第4までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和5年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学する者に係る授業科目等は、改正後の山口県立大学授業科目履修規程別表第1から第4までの規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和6年4月1日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年3月31日に山口県立大学社会福祉学部 に在学し、引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和6年3月31日に山口県立大学看護栄養学部栄養学科に在学し、引き続き在学する者に係る授業科目等は、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、令和6年4月1日以後に履修する「家庭電気・機械」及び「情報と社会」については、改正前の別表第1の2(3)⑥の必修科目から別表第1の2(4)②の選択科目に改めて適用する。
- 4 令和6年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の1の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(一年一月一日規程第一号)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年3月31日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和7年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の1の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

別表第1(第1条の2第1項関係)

学部又は学科の教育上の目的を達成するために必要な科目

(1) 国際文化学部国際文化学科

授業科目			単位数			履修方法
			必修	選択	自由	
基盤教育科目群	I 群 生命・生活・人生を探究する科目	ライフデザイン	2			基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。 1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から 30 単位以上を修得すること。 (1) I 群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 4 単位を含め 12 単位以上修得すること。 (2) II 群 言語コミュニケーション科目から英語 8 単位修得すること。ただし、外国人留学生にあっては、英語に代えて「日本語 I」「日本語 II」を修得すること。なお、「日本語 I」「日本語 II」の履修は外国人留学生に限る。 (3) III 群 数理・データサイエンス科目 6 単位は必修とする。 (4) IV 群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。 2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 94 単位以上を修得すること。 (1) 専門基礎科目 (DX 推進) から必修 10 単位を含め 14 単位以上修得すること。 (2) 学部基幹科目 14 単位は必修とする。 (3) 学科基礎科目基礎から必修 6 単位を含め 10 単位以上修得すること。 (4) 学科基礎科目初修言語及び日本語から 8 単位以上修得すること。ただし、母語は履修できない。また、「実践日本語 I」「実践日本語 II」の単位認定は外国人留学生に限る。 (5) 展開科目から 28 単位以上修得すること。 (6) 実践的統合教育科目 12 単位は必修とする。 (7) 関連科目から 8 単位以上修得すること。 3 免許・資格等 (1) 中学校教諭一種免許状 (英語) 若しくは高等学校一種免許状 (英語) を受ける資格又は司書、司書教諭若しくは学芸員の資格の取得を希望
		就業体験・インターンシップ		2		
		キャリアデザイン	1			
		日本国憲法		2		
		科学と社会		2		
		こころの科学		2		
		生命と倫理		2		
		地域共生論		2		
		地域環境論		2		
		社会生活論		2		
		生涯学習論		2		
		知的財産入門	1			
		健康スポーツ理論		2		
		スポーツ実技 I		1		
		スポーツ実技 II		1		
		日本の芸術と文化 I		1		
		日本の芸術と文化 II		1		
		山口の芸術と文化		1		
		国際交流 I		2		
		国際交流 II		2		
		海外語学・文化演習		2		
	II 群 言語コミ	アドバンス英語 I		4		

	ユニケーション科目	アドバンス英語Ⅱ		4	する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。 (2) 日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。 (3) 学校司書モデルカリキュラムを修得しようとする者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。
		日本語Ⅰ		4	
		日本語Ⅱ		4	
	Ⅲ群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会Ⅰ	1		
		データ科学と社会Ⅱ	1		
		データサイエンス概論	2		
		データサイエンス演習	2		
	Ⅳ群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ	2		
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	2		
	小計 (31 科目)		14	47	
専門教育科目群	専門基礎科目 (DX 推進)	データ科学のための数学入門	2		
		データ科学のための基礎数学	2		
		DX 概論	2		
		統計学概論	2		
		人工知能概論	2		
		プログラミング思考Ⅰ		2	
		プログラミング思考Ⅱ		2	
		AI 活用演習		2	
		経営情報マネジメント概論 (実習を含む)		2	
		マルチメディア概論 (実習を含む)		2	

		小計 (10 科目)	10	10	
	学部基幹科目	国際関係論	2		
		日本文化論	2		
		地域文化論	2		
		デザイン文化論	2		
		デザイン思考論	2		
		コミュニティデザイン論	2		
		地域学	2		
		小計 (7 科目)	14		
	学科基礎科目	国際文化演習	2		
		コミュニケーション論	2		
		社会調査法入門	2		
		英語学概論 I		2	
		異文化交流論		2	
	基礎	欧米社会・文化論		2	
		アジア社会・文化論		2	
		グローバル英語 I		2	
		グローバル英語 II		2	
	初修言語	中国言語文化 I		2	
		中国言語文化 II		2	
		中国言語文化 III		2	
		中国言語文化 IV		2	
		韓国言語文化 I		2	

展 開 科 目		韓国言語文化Ⅱ	2		
		韓国言語文化Ⅲ	2		
		韓国言語文化Ⅳ	2		
	日本語	実践日本語Ⅰ	2		
		実践日本語Ⅱ	2		
	小計 (19 科目)		6		32
	英語	英語学概論Ⅱ	2		
		アカデミック英語Ⅰ	4		
		アカデミック英語Ⅱ	4		
		アカデミック英語Ⅲ	4		
アカデミック英語Ⅳ		4			
ディベート		2			
Critical Perspectives on Contemporary Japanese Society		2			
英米文学		2			
英米文学史		2			
英語音声学		2			
英語史		2			
The Influence of Zen on Japanese Culture		2			
The Foundations of Japanese Society and Pop Culture		2			
Introduction to Buddhism		2			
Politics of Japan		2			

			Japanese Economy and Globalization	2	
			Introduction to Comparative Education	2	
			Introduction to Linguistics	2	
			Yamaguchi History and Culture	2	
			Issues in Japan and South East Asia	2	
		多文化共生	中国言語文化Ⅴ	2	
			中国言語文化Ⅵ	2	
			韓国言語文化Ⅴ	2	
			韓国言語文化Ⅵ	2	
			異文化コミュニケーション論	2	
			多文化社会と言語政策	2	
			多言語文化論	2	
			日本語教育入門	2	
			社会言語学	2	
			言語学概論	2	
			第二言語習得論	2	
			日本語学概論	2	
			日本語音声学	2	
		共通	グローバル言語研修Ⅰ	2	
			グローバル言語研修Ⅱ	2	

		語研修Ⅱ			
		グローバル言語研修Ⅲ	2		
		グローバル言語研修Ⅳ	2		
		グローバル言語研修Ⅴ	2		
		グローバル言語研修Ⅵ	2		
		グローバル文化研修Ⅰ	2		
		グローバル文化研修Ⅱ	2		
		グローバル文化研修Ⅲ	2		
		グローバル文化研修Ⅳ	2		
		グローバル文化研修Ⅴ	2		
		グローバル文化研修Ⅵ	2		
		グローバル交流研修Ⅰ	2		
		グローバル交流研修Ⅱ	2		
		グローバル交流研修Ⅲ	2		
		グローバル交流研修Ⅳ	2		
		小計（49 科目）	106		
	実践的統合教育科目	DX による地域課題解決（PB L）Ⅰ	2		
		DX による地域課題解決（PB L）Ⅱ	2		
		専門演習Ⅰ	2		
		専門演習Ⅱ	2		
		卒業演習Ⅰ	2		

	卒業演習Ⅱ	2		
	小計 (6 科目)	12		
関連科目	イギリス文学 講読Ⅰ	2		
	イギリス文学 講読Ⅱ	2		
	アメリカ文学 講読Ⅰ	2		
	アメリカ文学 講読Ⅱ	2		
	C-カルチャー 論Ⅰ	2		
	C-カルチャー 論Ⅱ	2		
	K-カルチャー 論Ⅰ	2		
	K-カルチャー 論Ⅱ	2		
	ビジネスプラ ンニング論	2		
	専門インター ンシップ	2		
	日本語教授法	2		
	日本語教育実 践演習	2		
	図書館概論	2		
	図書館情報資 源概論	2		
	現代日本語文 法	2		
	日本語史	2		
	スペイン語Ⅰ	2		
	スペイン語Ⅱ	2		
	小計 (18 科目)		36	
	合計 (140 科目)	56	23 1	

(2) 国際文化学部文化創造学科

授業科目	単位数			履修方法
	必	選	自	

			修	択	由
基盤教育科目群	Ⅰ群 生命・生活・人生を探究する科目	ライフデザイン	2		基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。 1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から 30 単位以上を修得すること。 (1) Ⅰ群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 4 単位を含め 12 単位以上修得すること。 (2) Ⅱ群 言語コミュニケーション科目から英語 8 単位修得すること。ただし、外国人留学生にあっては、英語に代えて「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」を修得すること。なお、「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の履修は外国人留学生に限る。 (3) Ⅲ群 数理・データサイエンス科目 6 単位は必修とする。 (4) Ⅳ群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。 2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 94 単位以上を修得すること。 (1) 専門基礎科目 (DX 推進) から必修 10 単位を含め 14 単位以上修得すること。 (2) 学部基幹科目 14 単位は必修とする。 (3) 学科基礎科目から必修 6 単位を含め 14 単位以上修得すること。 (4) 展開科目から必修 2 単位を含め 32 単位以上修得すること。 (5) 実践的統合教育科目 12 単位は必修とする。 (6) 関連科目から 8 単位以上修得すること。 3 免許・資格等 (1) 中学校教諭一種免許状 (国語) 若しくは高等学校一種免許状 (国語) を受ける資格又は司書、司書教諭若しくは学芸員の資格の取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。 (2) 日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。
		就業体験・インターンシップ		2	
		キャリアデザイン	1		
		日本国憲法		2	
		科学と社会		2	
		こころの科学		2	
		生命と倫理		2	
		地域共生論		2	
		地域環境論		2	
		社会生活論		2	
		生涯学習論		2	
		知的財産入門	1		
		健康スポーツ理論		2	
		スポーツ実技Ⅰ		1	
		スポーツ実技Ⅱ		1	
		日本の芸術と文化Ⅰ		1	
		日本の芸術と文化Ⅱ		1	
		山口の芸術と文化		1	
		国際交流Ⅰ		2	
		国際交流Ⅱ		2	
		海外語学・文化演習		2	
	Ⅱ群 言語コミュニケーション科	英語Ⅰ		2	(2) 日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。
		英語Ⅱ		2	
		英語Ⅲ		2	
		英語Ⅳ		2	

	目	日本語Ⅰ		4	(3)学校司書モデルカリキュラムを修得しようとする者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。
		日本語Ⅱ		4	
	Ⅲ群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会Ⅰ	1		
		データ科学と社会Ⅱ	1		
		データサイエンス概論	2		
		データサイエンス演習	2		
	Ⅳ群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ	2		
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	2		
	小計（33科目）		14	47	
専門教育科目群	専門基礎科目 (DX推進)	データ科学のための数学入門	2		
		データ科学のための基礎数学	2		
		DX 概論	2		
		統計学概論	2		
		人工知能概論	2		
		プログラミング思考Ⅰ		2	
		プログラミング思考Ⅱ		2	
		AI 活用演習		2	
		経営情報マネジメント概論（実習を含む）		2	
		マルチメディア概論		2	

		(実習を含む)			
		小計 (10 科目)	10	10	
	学部基幹科目	国際関係論	2		
		日本文化論	2		
		地域文化論	2		
		デザイン文化論	2		
		デザイン思考論	2		
		コミュニティデザイン論	2		
		地域学	2		
		小計 (7 科目)	14		
	学科基礎科目	文化創造論	2		
		文化創造演習	2		
		文化創造ワークショップ	2		
		デザイン概論		2	
		美術史概論		2	
		デザイン史概論		2	
		日本史学概論		2	
		日本語学概論		2	
		日本文学概論		2	
		図書館概論		2	
		小計 (10 科目)	6	14	
	展開	文化創造	やまぐちの歴史	1	

	科目		やまぐちの文学	1	
			図書館情報資源概論	2	
			図書館情報技術論	2	
			デジタルクリエイション基礎	2	
			デジタルクリエイションⅠ (CG)	2	
			デジタルクリエイションⅡ (メディア)	2	
			ビジネスプランニング論	2	
			ビジネスプランニング演習	2	
			地域デザイン論	2	
			地域デザイン実習	2	
		デザイン	デザイン基礎	2	
			デザイン文化演習	2	
			デザインⅠ (グラフィック)	2	
			デザインⅡ (メディア)	2	
			デザインⅢ (プロダクト)	2	
			デザインⅣ	2	

		(ファッション)			
		色彩表現論	2		
		メディア表現論	2		
		服飾文化論	2		
	日本文化	日本文化実習	2		
		日本史概説	2		
		日本語表現学	2		
		日本語音声学	2		
		日本文学講読Ⅰ	2		
		日本文学講読Ⅱ	2		
		日本文学講読Ⅲ	2		
		日本文学講読Ⅳ	2		
		古典文芸論	2		
		歴史資料論	2		
		古典資料論	2		
		近代文学資料論	2		
		小計 (32 科目)	2	60	
	実践的統合教育科目	DX による地域課題解決 (PBL) Ⅰ	2		
		DX による地域課題解決 (PBL) Ⅱ	2		
		専門演習Ⅰ	2		
		専門演習Ⅱ	2		
		卒業演習Ⅰ	2		
		卒業演習Ⅱ	2		
		小計 (6 科)	12		

		目)			
		写真概論		2	
		コミュニケーション論		2	
		社会調査法入門		2	
		観光まちづくり論		2	
		観光まちづくり演習		2	
		書道		2	
		現代日本語文法		2	
	関連科目	日本語史		2	
		日本文学史Ⅰ		2	
		日本文学史Ⅱ		2	
		日本文学史Ⅲ		2	
		中国文学		2	
		中国文学史		2	
		博物館概論		2	
		社会言語学		2	
		専門インターンシップ		2	
		小計 (16 科目)		32	
合計 (114 科目)			58	163	

(3) 国際文化学部情報社会学科

授業科目			単位数			履修方法
			必修	選択	自由	
基盤教育科目	I 群 生命・生活・人生を探究する科目	ライフデザイン 就業体験・インターンシップ	2		2	基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。 1 基盤教育科目群

目 群	キャリアデザイン	キャリアデザイン	1		基盤教育科目群から 30 単位以上を修得すること。 (1) I 群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 4 単位を含め 12 単位以上修得すること。 (2) II 群 言語コミュニケーション科目から英語 8 単位修得すること。ただし、外国人留学生にあっては、英語に代えて「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」を修得すること。なお、「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の履修は外国人留学生に限る。 (3) III 群 数理・データサイエンス科目 6 単位は必修とする。 (4) IV 群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。 2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 94 単位以上を修得すること。 (1) 専門基礎科目 (DX 推進) から必修 10 単位を含め 14 単位以上修得すること。 (2) 学部基幹科目 14 単位は必修とする。 (3) 学科基礎科目から必修 8 単位を含め 16 単位以上修得すること。 (4) 展開科目から 30 単位以上修得すること。 (5) 実践的統合教育科目 12 単位は必修とする。 (6) 関連科目から 8 単位以上修得すること。 3 免許・資格等 高等学校教諭一種免許状 (情報) を受ける資格を希望する者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。
		日本国憲法	2		
		科学と社会	2		
		こころの科学	2		
		生命と倫理	2		
		地域共生論	2		
		地域環境論	2		
		社会生活論	2		
		生涯学習論	2		
		知的財産入門	1		
		健康スポーツ理論	2		
		スポーツ実技Ⅰ	1		
		スポーツ実技Ⅱ	1		
		日本の芸術と文化Ⅰ	1		
		日本の芸術と文化Ⅱ	1		
		山口の芸術と文化	1		
		国際交流Ⅰ	2		
		国際交流Ⅱ	2		
		海外語学・文化演習	2		
	II 群 言語コミュニケーション科目	英語Ⅰ	2		
		英語Ⅱ	2		
		英語Ⅲ	2		
		英語Ⅳ	2		
		日本語Ⅰ	4		
		日本語Ⅱ	4		
	III 群 数理・データサイエンス科	データ科学と社会Ⅰ	1		
		データ科学と社会Ⅱ	1		

	目	データサイエンス概論	2		
		データサイエンス演習	2		
	IV群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ	2		
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	2		
	小計（33 科目）		14	47	
専門教育科目群	専門基礎科目 (DX 推進)	データ科学のための数学入門	2		
		データ科学のための基礎数学	2		
		DX 概論	2		
		統計学概論	2		
		人工知能概論	2		
		プログラミング思考Ⅰ		2	
		プログラミング思考Ⅱ		2	
		AI 活用演習		2	
		経営情報マネジメント概論（実習を含む）		2	
		マルチメディア概論（実習を含む）		2	
	小計（10 科目）		10	10	
	学部基幹科目	国際関係論	2		
		日本文化論	2		
		地域文化論	2		

		デザイン文化論	2		
		デザイン思考論	2		
		コミュニティデザイン論	2		
		地域学	2		
		小計 (7 科目)	14		
	学科基礎科目	情報社会演習	2		
		ウェルビーイング概論	2		
		科学技術社会論	2		
		情報倫理	2		
		情報社会Ⅰ (政治)		2	
		情報社会Ⅱ (宗教)		2	
		情報社会Ⅲ (空間形成)		2	
		情報社会Ⅳ (環境)		2	
		情報社会Ⅴ (経済)		2	
		情報社会Ⅵ (地域資源)		2	
		ヒューマンリソース文化論		2	
		小計 (11 科目)	8	14	
展開科目	つなげる領域	サステナビリティ学概論		2	
		情報科学概論 (実習を含む)		2	

		技術と倫理	2	
		Introduction to Buddhism	2	
		Politics of Japan	2	
		Japanese Economy and Globalization	2	
		グローバルスタンダードと政治	2	
		計量経済学	2	
		ビジネスプランニング論	2	
		小計（9科目）	18	
	かかわる領域	情報と組織	2	
		企業経営論	2	
		地方財政論	2	
		リスクマネジメント	2	
		コミュニティデザイン演習	2	
		観光まちづくり論	2	
		観光まちづくり演習	2	
		小計（7科目）	14	
	つくる領域	デジタル技術のための数学	2	
		情報通信ネットワーク概論（実習を含む）	2	
		ネットワーク分析論	2	

		サーバ構築演習	2	
		仮想化技術	2	
		ネットワーク構築演習	2	
		AI 構築演習	2	
		教育コンテンツ制作 (実習を含む)	2	
		画像情報処理 (実習を含む)	2	
		自然言語処理システム (実習を含む)	2	
		GIS 学演習	2	
		小計 (11 科目)	22	
	実践的統合教育科目	DX による地域課題解決 (PBL) I	2	
		DX による地域課題解決 (PBL) II	2	
		専門演習 I	2	
		専門演習 II	2	
		卒業演習 I	2	
		卒業演習 II	2	
		小計 (6 科目)	12	
	関連科目	情報と職業コミュニケーション論	2	
		図書館概論	2	
		日本語学概論	2	
		社会調査法入門	2	
		地域デザイ	2	

	ン論 専門インター ンシップ		2	
	小計 (7 科目)		14	
	合計 (101 科目)	58	13 9	

(4) 社会福祉学部社会福祉学科

授業科目			単位数			履修方法
			必修	選択	自由	
基盤教育科目群	I 群 生命・生活・人生を 探求する科目	ライフデザイン	2			基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。 1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から 28 単位以上を修得すること。 (1) I 群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 2 単位を含め 10 単位以上を修得すること。 (2) II 群 言語コミュニケーション科目から英語 8 単位修得すること。ただし、外国人留学生にあっては、英語に代えて「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」を修得すること。なお、「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の履修は外国人留学生に限る。 (3) III 群 数理・データサイエンス科目 6 単位は必修とする。 (4) IV 群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。 2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 96 単位以上を修得すること。 (1) 専門基礎科目から 18 単位以上修得すること。 (2) 基幹科目 14 単位は必修とする。 (3) 展開科目Ⅰから 14 単位以上修得すること。 (4) 展開科目Ⅱから 16 単位以上修得すること。 (5) 実践的統合教育科目Ⅰから必修 4 単位を含め 4 単位以上を修得すること。 (6) 実践的統合教育科目Ⅱから必修 9 単位を含め 9 単位以上修得すること。 (7) 関連科目から 4 単位以上を修得すること。
		就業体験・インターンシップ		2		
		キャリアデザイン		2		
		日本国憲法		2		
		科学と社会		2		
		こころの科学		2		
		生命と倫理		2		
		地域共生論		2		
		地域環境論		2		
		社会生活論		2		
		生涯学習論		2		
		知的財産入門		1		
		健康スポーツ理論		2		
		スポーツ実技Ⅰ		1		
		スポーツ実技Ⅱ		1		
		日本の芸術と文化Ⅰ		1		
		日本の芸術と文化Ⅱ		1		
		山口の芸術と文化		1		
		国際交流Ⅰ		2		

		国際交流Ⅱ 海外語学・文化演習	2 2	(8) 実践的統合教育科目及び関連科目から必修 13 単位を含め 34 単位以上を修得すること。
	Ⅱ群 言語コミュニケーション科目	英語Ⅰ 英語Ⅱ 英語Ⅲ 英語Ⅳ 日本語Ⅰ 日本語Ⅱ	2 2 2 2 4 4	3 免許・資格等 (1) 社会福祉士国家試験受験資格又は精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。 (2) 高等学校教諭一種免許状（福祉）又は特別支援学校教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。
	Ⅲ群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会Ⅰ データ科学と社会Ⅱ データサイエンス概論 データサイエンス演習	1 1 2 2	
	Ⅳ群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	2 2	
	小計（33 科目）		12 49	
	専門教育科目群 専門基礎科目	医学一般	2	
		精神医学Ⅰ	2	
		精神医学Ⅱ	2	
		精神保健Ⅰ	2	
		精神保健Ⅱ	2	
		心理学と心理的支援	2	
		臨床心理学	2	
		カウンセリング	2	
		発達心理学Ⅰ	2	
		発達心理学Ⅱ	2	
		社会学原論 社会福祉の法と制度	2 2	

		社会学と社会システム	2	
		社会福祉調査	2	
		社会保障論Ⅰ	2	
		社会保障論Ⅱ	2	
		福祉統計	2	
		小計（17 科目）	34	
	基幹科目	福祉文化論	2	
		人間論	2	
		社会福祉原論Ⅰ	2	
		社会福祉原論Ⅱ	2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	
		共生社会とボランティア	2	
	小計（7 科目）		14	
	展開科目Ⅰ	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）	2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）	2	

			A ソーシャルワークの理論と方法（専門）	2	
			B 精神保健福祉の原理Ⅰ	2	
			精神保健福祉の原理Ⅱ	2	
			公的扶助論	2	
			社会福祉運営管理論	2	
			権利擁護と成年後見	2	
			小計（11 科目）	22	
		展 開 科 目 Ⅱ	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	
			地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	
			ファミリーソーシャルワーク論	2	
			児童・家庭福祉論	2	
			高齢者福祉論	2	
			障害福祉論	2	
			司法福祉論	2	
			医療福祉論	2	
			介護福祉論	2	
			子ども家庭支援論	2	
			地域社会論	2	
			精神障害リハビリテーション論	2	
			精神保健福祉制度論	2	

		小計 (13 科目)		26	
	実践的統合教育科目	実践的統合科目 I	ソーシャルワーク演習 I	2	
			ソーシャルワーク演習 II	2	
			ソーシャルワーク演習 III	4	
			ソーシャルワーク演習 IV	2	
			ソーシャルワーク実習 I	2	
			ソーシャルワーク実習 II	6	
			ソーシャルワーク実習指導 I	1	
			ソーシャルワーク実習指導 II	1	
			ソーシャルワーク実習指導 III	1	
			ヒューマンケアチームアプローチ演習	2	
			ソーシャルワーク演習 A	4	
			ソーシャルワーク演習 B	2	
			精神保健福祉総合演習	2	
			ソーシャルワーク実習 A	3	
			ソーシャルワーク実習 B	2	
			ソーシャルワーク実習指導 A	2	
			ソーシャルワーク実習指導	1	

			B			
			地域社会演習		2	
		小計（18科目）		4	37	
		実践的統合教育科目Ⅱ	社会福祉入門	1		
			専門演習Ⅰ	2		
			専門演習Ⅱ	2		
			専門演習Ⅲ	2		
			専門演習Ⅳ	2		
			社会福祉研究Ⅰ			2
			社会福祉研究Ⅱ			2
			社会福祉研究Ⅲ			2
			社会福祉研究Ⅳ			2
		小計（9科目）		9		8
	関連科目		福祉社会学		2	
			健康福祉論		2	
			国際福祉論		2	
			介護技術		2	
			老年社会学		2	
			哲学的対話		2	
			障害とコミュニケーション		2	
			視覚障害児・聴覚障害児の理解と支援			2
			障害児教育総論		2	
			知的障害児の理解と支援		1	
			肢体不自由児の理解と支援		1	
			知的障害児の心理		2	
			病弱児の心理		2	
			障害児教育支援法			2

	知的障害児の 生理・病理	1	
	肢体不自由児 の生理・病理	1	
	病弱児の生 理・病理	2	
	障害児・者と セラピューテ ィックレクリ エーション	2	
	病弱教育	2	
	発達障害論	2	
	発達障害支援 論	1	
	障害児教育福 祉論	2	
	特別支援教育 実習	2	
	特別支援教育 実習事前事後 指導	1	
	小計 (24 科目)	29	13
	合計 (132 科目)	39	19 7 21

(5) 看護栄養学部看護学科

授業科目			単位数			履修方法
			必 修	選 択	自 由	
基盤 教育 科目 群	I 群 生命・ 生活・人生を 探求する科目	ライフデザ イン 就業体験・ インターン シップ キャリアデ ザイン 日本国憲法 科学と社会 こころの科 学	2	2	1 2 2 2	基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。 1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から 28 単位以上を修得すること。 (1) I 群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 4 単位を含め 10 単位以上を修得すること。 (2) II 群 言語コミュニケーション科目 8

		生命と倫理	2			単位は必修とする。
		地域共生論		2		(3) Ⅲ群 数理・データサイエンス科目 6
		地域環境論		2		単位は必修とする。
		社会生活論		2		(4) Ⅳ群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。
		生涯学習論		2		
		知的財産入門		1		2 専門教育科目群
		健康スポーツ理論		2		専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 96 単位以上を修得すること。
		スポーツ実技Ⅰ		1		(1) 専門基礎科目 22 単位は必修とする。
		スポーツ実技Ⅱ		1		(2) 基幹科目 17 単位は必修とする。
		日本の芸術と文化Ⅰ		1		(3) 展開科目 42 単位は必修とする。
		日本の芸術と文化Ⅱ		1		(4) 実践的統合教育科目 11 単位は必修とする。
		山口の芸術と文化		1		(5) 関連科目から 4 単位以上を修得すること。
		国際交流Ⅰ		2		3 免許・資格等
		国際交流Ⅱ		2		養護教諭一種免許状を受ける資格又は保健師国家試験の受験資格取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。
		海外語学・文化演習		2		
	Ⅱ群 言語コミュニケーション科目	英語Ⅰ	2			
		英語Ⅱ	2			
		英語Ⅲ	2			
		英語Ⅳ	2			
	Ⅲ群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会Ⅰ	1			
		データ科学と社会Ⅱ	1			
		データサイエンス概論	2			
		データサイエンス演習	2			
	Ⅳ群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ	2			

		やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	2		
	小計 (31 科目)		22	31	
専門教育科目群	専門基礎科目	人体構造機能学Ⅰ	1		
		人体構造機能学Ⅱ	2		
		健康体力科学	1		
		生化学	1		
		基礎栄養学	1		
		臨床栄養学	1		
		病理学	1		
		微生物学	1		
		薬理学	1		
		臨床病態学Ⅰ	2		
		臨床病態学Ⅱ	2		
		臨床病態学Ⅲ	1		
		精神保健学	1		
		人間発達学	1		
		社会福祉学	1		
		公衆衛生学	2		
		保健医療福祉システム論	2		
		小計 (17 科目)	22		
	基幹科目	対人援助技術論Ⅰ	1		
		対人援助技術論Ⅱ	1		
		看護学原論Ⅰ	1		
		看護学原論	1		

		Ⅱ 看護技術論 医療と安全 アセスメン ト技術 看護過程 基礎看護技 術Ⅰ 基礎看護技 術Ⅱ 看護倫理 基礎看護学 実習Ⅰ 基礎看護学 実習Ⅱ 基礎看護学 実習Ⅲ	2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2			
		小計（14 科 目）	17			
	展開科目	成人看護学 Ⅰ 成人看護学 Ⅱ（慢性 期） 成人看護学 Ⅲ（急性 期） 老年看護学 Ⅰ 老年看護学 Ⅱ 小児看護学 Ⅰ 小児看護学 Ⅱ 母性看護学 Ⅰ 母性看護学 Ⅱ	2 1 1 2 1 2 1 2 1			

		精神看護学Ⅰ	1		
		精神看護学Ⅱ	2		
		公衆衛生看護学Ⅰ	2		
		公衆衛生看護学Ⅱ	2		
		地域・在宅看護論Ⅰ	2		
		地域・在宅看護論Ⅱ	1		
		臨床看護技術Ⅰ	1		
		臨床看護技術Ⅱ	1		
		健康教育・保健指導技術	1		
		成人・老年看護学実習Ⅰ（慢性期）	3		
		成人・老年看護学実習Ⅱ（急性期）	3		
		高齢者支援・連携実習	2		
		小児看護学実習	2		
		母性看護学実習	2		
		精神看護学実習	2		
		地域・在宅看護論実習	2		
		小計（25科目）	42		
	実践的統合教育科目	看護マネジメント論Ⅰ	1		

		看護研究入門	1		
		看護研究Ⅰ	1		
		看護研究Ⅱ	1		
		ヒューマン ケアアプロ ーチ論	1		
		ヒューマン ケアチーム アプローチ 演習	2		
		看護の統合 Ⅰ（災害・ 国際看護 論）	1		
		看護学実践 実習	2		
		テーマ別実 習	1		
		小計（9科 目）	11		
	関連科目	疫学		2	
		看護の探求 Ⅰ（高度専 門看護）		1	
		看護の探求 Ⅱ（臨床判 断）		1	
		学校保健		2	
		養護概説Ⅰ		1	
		養護概説Ⅱ		1	
		高齢者ケア 論		1	
		看護の統合 Ⅱ（現代社 会の健康課 題）		1	
		地域ケア論		1	
		看護マネジ メント論Ⅱ		1	

		小計 (10 科目)		12	
	補習科目	看護総合演習Ⅰ			2
		看護総合演習Ⅱ			1
		小計 (2 科目)			3
合計 (108 科目)			114	43	3

(6) 看護栄養学部栄養学科

授業科目			単位数			履修方法
			必修	選択	自由	
基盤教育科目群	Ⅰ群 生命・生活・人生を 探求する科目	ライフデザイン	2			基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。 1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から 28 単位以上を修得すること。 (1) Ⅰ群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 2 単位を含め 10 単位以上を修得すること。 (2) Ⅱ群 言語コミュニケーション科目 8 単位は必修とする。 (3) Ⅲ群 数理・データサイエンス科目 6 単位は必修とする。 (4) Ⅳ群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。 2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 96 単位以上を修得すること。 (1) 専門基礎科目 22 単位は必修とする。 (2) 基幹科目 27 単位は必修とする。 (3) 展開科目 32 単位は必修とする。 (4) 実践的統合教育科目から必修 12 単位を含め 15 単位以上修得すること。なお、「公衆栄養学臨地実習」「臨床栄養学臨地実習」から 2 単位以上を修得し、「臨床栄養実践実習」「食環境マネジメント実践実習」「食育実践実習」から 1 単位修得すること。
		就業体験・インターンシップ		2		
		キャリアデザイン		1		
		日本国憲法		2		
		科学と社会		2		
		こころの科学		2		
		生命と倫理		2		
		地域共生論		2		
		地域環境論		2		
		社会生活論		2		
		生涯学習論		2		
		知的財産入門		1		
		健康スポーツ理論		2		
		スポーツ実技Ⅰ		1		
		スポーツ実技Ⅱ		1		
		日本の芸術		1		

		と文化Ⅰ 日本の芸術 と文化Ⅱ 山口の芸術 と文化 国際交流Ⅰ 国際交流Ⅱ 海外語学・ 文化演習	1 1 2 2 2			3 免許・資格等 高等学校教諭一種免許状(家庭)若しくは栄養教諭 一種免許状を受ける資格又は司書教諭の資格の取得 を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について 所定の単位を修得すること。
	Ⅱ群 言語コミ ュニケー ション科 目	英語Ⅰ 英語Ⅱ 英語Ⅲ 英語Ⅳ	2 2 2 2			
	Ⅲ群 数理・デ ータサイ エンス科 目	データ科学 と社会Ⅰ データ科学 と社会Ⅱ データサイ エンス概論 データサイ エンス演習	1 1 2 2			
	Ⅳ群 実践的統 合教育科 目	やまぐち未 来デザイン プロジェクトⅠ やまぐち未 来デザイン プロジェクトⅡ	2 2			
	小計 (31 科目)		20	33		
専門 教育科 目群	専門基礎 科目	管理栄養士 基礎演習 公衆衛生学 (栄養) 健康管理学 公衆衛生学 実習 人体の構造 と機能Ⅰ	1 2 2 1 2			

		人体の構造 と機能Ⅱ	2		
		人体の構造 と機能実験	1		
		生化学Ⅰ	2		
		生化学Ⅱ	2		
		生化学実験	1		
		食品科学	2		
		食品科学実 験	1		
		調理学	2		
		調理学実習	1		
	小計 (14 科目)		22		
	基幹科目	食事設計論	2		
		食事設計論 実習	1		
		基礎病態学	2		
		基礎病態学 実験	1		
		臨床医学入 門	2		
		臨床病態学	2		
		食品機能学	2		
		食品機能学 実験	1		
		食品衛生学	2		
		食品衛生学 実験	1		
		基礎栄養学 Ⅰ	2		
		基礎栄養学 Ⅱ	2		
		基礎栄養学 実験	1		
		応用栄養学	2		
		保健医療福 祉論	2		
		栄養教育論	2		
	小計 (16 科目)		27		

展開科目	ライフス テージ栄 養学Ⅰ	2		
	ライフス テージ栄 養学Ⅱ	2		
	栄養アセ メント実 習	1		
	給食経営 管理理論Ⅰ	2		
	給食経営 管理実習Ⅰ	1		
	給食経営 管理理論Ⅱ	2		
	給食経営 管理実習Ⅱ	1		
	栄養カウ ンセリン グ論	2		
	栄養教育 論演習	2		
	栄養教育 論実習	1		
	公衆栄養 学Ⅰ	2		
	公衆栄養 学Ⅱ	2		
	公衆栄養 学実習	1		
	臨床医学 入門実習	1		
	臨床栄養 学Ⅰ	2		
	臨床栄養 学実習Ⅰ	1		
	臨床栄養 学Ⅱ	2		
	臨床栄養 学実習Ⅱ	1		
	栄養ケア マネジメ ント	2		

		論 栄養ケアマ ネジメント 演習	2		
	小計 (20 科目)		32		
	実践的統 合教育科 目	公衆栄養学 臨地実習		2	
		臨床栄養学 臨地実習		2	
		給食経営管 理臨地実習 (給食の運 営を含む)	2		
		栄養管理総 合演習Ⅰ	1		
		栄養管理総 合演習Ⅱ	1		
		ヒューマン ケアチーム アプローチ 演習	2		
		専門研究入 門	2		
		専門研究Ⅰ	2		
		専門研究Ⅱ	2		
		臨床栄養実 践実習		1	
		食環境マネ ジメント実 践実習		1	
		食育実践実 習		1	
	小計 (12 科目)		12	7	
	関連科目	基礎化学			2
		分析化学			2
		食品加工学			2
		臨床治療学			2
		ヒューマン ケアアプロ ーチ論			1

	地域ケア論			1	
	高齢者ケア論			1	
	被服造形論及び実習			3	
	居住環境論			2	
	保育学			2	
	家族と生活			2	
	学校栄養教育論Ⅰ			2	
	学校栄養教育論Ⅱ			2	
	小計（13 科目）			24	
補習科目	管理栄養士総合演習Ⅰ			2	
	管理栄養士総合演習Ⅱ			2	
	栄養調理関連法規			1	
	小計（3 科目）			5	
合計（109 科目）		11 3	40	29	

2 教職に関する専門科目

教育職員免許法第 5 条別表に定める科目区分等			別表第 1			別表第 2	別表第 2 の 2
免許種			中学校教諭一種	高等学校教諭一種	特別支援学校教諭一種	養護教諭一種	栄養教諭一種
本学における最低所要単位数 (教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める最低所要単位数)	教科及び教職に関する科目	英語	59 (59)	59 (59)	—	—	—
		国語	59 (59)	59 (59)	—	—	—
		情報		59 (59)			
		福祉	—	59 (59)	—	—	—
		家	—	70	—	—	—

	庭	(59)			
特別支援教育に関する科目	-	-	26 (26)	-	-
養護及び教職に関する科目	-	-	-	69 (56)	-
栄養に係る教育及び教職に関する科目	-	-	-	-	28 (22)
教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	8 (8)	8 (8)	-	8 (8)	8 (8)
合計	英語 6 7 国語 6 7 (67)	英語 67 国語 67 情報 67 福祉 67 家庭 78 (67)	26 (26)	77 (64)	36 (30)

(1) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
日本国憲法	日本国憲法	2		中学校教諭一種免許状(英語、国語)、高等学校教諭一種免許状(英語、国語、情報、福祉、家庭)、養護教諭一種免許状又は栄養教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、8 単位以上を修得すること。 (1) 日本国憲法から 2 単位を修得すること。 (2) 体育から 2 単位以上を修得すること。 (3) 外国語コミュニケーションから 2 単位以上を修得すること。 (4) 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作から 2 単位を修得すること。
体育	健康スポーツ理論	2		
	スポーツ実技 I	1		
	スポーツ実技 II	1		
外国語コミュニケーション	英語 I	2		
	英語 II	2		
	英語 III	2		
	英語 IV	2		
	アドバンス英語 I	4		

	アドバンス英語Ⅱ	4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	データサイエンス演習	2	
合計（11 科目）		4	20

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

① 中学校教諭

教育職員免許法施行規則第4条に定める科目区分		本学の授業科目	単位数	履修方法等
			必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント）	—	—	—

1 中学校教諭一種免許状(英語、国語)を受ける資格の取得を希望する者は、必修 27 単位を修得すること。

(1) 科目区分「教育実習」「教職実践演習」に含まれる授業科目を履修するには、必修 16 単位以上を修得済であるとともに、教科及び教科の指導法に関する科目のうち、「英語科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅱ」（英語の場合）「国語科教育法Ⅰ」「国語科教育法Ⅱ」（国語の場合）の単位を修得済であること。

2 中学校教諭一種免許状(英語、国語)を受ける資格の取得を希望する者は、介護等体験を行うこと。

	トを含む。)			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	2	
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術	教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む） （※「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む。）	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習事前事後指導	1	
		教育実習Ⅰ	2	
		教育実習Ⅱ	2	
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	
合計(15科目)			27	

②高等学校教諭

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数	履修方法等
		必修 選択	

教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	高等学校教諭一種免許状(英語、国語、情報、福祉、家庭)を受ける資格の取得を希望する者は、必修 23 単位を含め 23 単位以上を修得すること。なお、23 単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。 (1) 科目区分「教育実習」「教職実践演習」に含まれる授業科目を履修するには、必修 14 単位以上を修得済であるとともに、教科及び教科の指導法に関する科目のうち、「英語科教育法Ⅰ」(英語の場合)「国語科教育法Ⅰ」(国語の場合)「情報科教育法Ⅰ」(情報の場合)「福祉科教育法Ⅰ」(福祉の場合)「家庭科教育法Ⅰ」(家庭の場合)の単位を修得済であること。
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	—	—	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術	教育方法・教育課程論(情報通信技術の活用含む)	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	(※「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含		

		む。）」を含む。 む。）」を含む。			
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1		
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習事前事後指導	1		
		教育実習Ⅰ	2		
		教育実習Ⅱ		2	
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2		
合計（14科目）			23	2	

③養護教諭

教育職員免許法施行規則第9条に定める科目区分		本学の授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		養護教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、必修26単位を修得すること。 なお、21単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。 （1）科目区分「養護実習」 「教職実践演習」に含まれる授業科目を履修するには、12単位以上を修得済であるとともに、養護に関する科目のうち、「学校保健」「養護概説Ⅰ」「養護概説Ⅱ」の単位を修得済であること。
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2		
	幼児、児童及び	教育心理学	2		

	生徒の心身の発達及び学習の過程				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	—	—	—	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	道徳教育の指導法	2		
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む） （※「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む。）	2		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2		
教育実践に関する科目	養護実習	養護実習事前事後指導 養護実習	1 4		
	教職実践演習	教職実践演習（養護教諭）	2		
	合計（13科目）		26		

④栄養教諭

教育職員免許法施行規則第 10 条に定める科目区分		本学の授業科目	単位 数	必修 選択	履修方法等
教育の基礎 的理解に関 する科目	教育の理念並びに 教育に関する歴史 及び思想	教育原理	2		1 栄養教諭一種免許状を受け る資格の取得を希望する者 は、必修 24 単位を修得するこ と。 (1) 科目区分「栄養教育実 習」「教職実践演習」に含ま れる授業科目を履修するに は、12 単位以上を修得済であ るとともに、栄養に係る教育 に関する科目のうち、「学校 栄養教育論Ⅰ」の単位を修得 済であること。
	教職の意義及び教 員の役割・職務内 容（チーム学校運 営への対応を含 む。）	教職論	2		
	教育に関する社会 的、制度的又は経 営的事項（学校と 地域との連携及び 学校安全への対応 を含む。）	教育社会学	2		
	幼児、児童及び生 徒の心身の発達及 び学習の過程	教育心理学	2		
	特別の支援を必要 とする幼児、児童 及び生徒に対する 理解	特別支援教育	2		
	教育課程の意義及 び編成の方法（カ リキュラム・マネ ジメントを含 む。）	—	—	—	
道徳、総合 的な学習の 時間等の内 容及び生徒 指導、教育 相談等に関 する科目	道徳、総合的な学 習の時間及び総合 的な探究の時間並 びに特別活動に関 する内容	道徳教育の指導法 特別活動及び総合 的な学習の時間の 指導法	2 2		
	教育の方法及び技 術（情報機器及び 教材の活用を含 む。）	教育方法・教育課 程論（情報通信技 術の活用含む） （※「教育課程の 意義及び編成の方 法（カリキュラ	2		

		ム・マネジメントを含む。)」を含む。)			
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2		
教育実践に関する科目	栄養教育実習	栄養教育実習事前事後指導	1		
		栄養教育実習	1		
	教職実践演習	教職実践演習（栄養教諭）	2		
合計（13 科目）			23		

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

①中学校教諭一種（英語）

教育職員免許法施行規則第4条に定める科目区分			本学の授業科目	単位数		履修方法等
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	英語学概論Ⅰ	2		中学校教諭一種免許状(英語)を受ける資格の取得を希望する者は、必修30単位を含め30単位以上を修得すること。なお、28単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。
			英語学概論Ⅱ	2		
			英語史		2	
			英語音声学	2		
		英語文学	英米文学	2		
			英米文学史	2		
			イギリス文学講読Ⅰ		2	
			イギリス文学講読Ⅱ		2	
			アメリカ文学講読Ⅰ		2	
			アメリカ文学講読Ⅱ		2	
		英語コミュニケーション	アカデミック英語Ⅰ		4	
			アカデミック英語Ⅱ		4	
			アカデミック英語Ⅲ		4	

		ヨン	英語Ⅱ アカデミック	4		
			英語Ⅲ アカデミック	4		
			英語Ⅳ ディベート	2		
			Critical Perspectives on Contemporary Japanese Society	2		
			異文化理解	2		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			欧米社会・文化論	2	
				異文化交流論	2	
				英語科教育法Ⅰ	2	
				英語科教育法Ⅱ	2	
				英語科教育法Ⅲ	2	
			英語科教育法Ⅳ	2		
合計（22 科目）				30	22	

②中学校教諭一種（国語）

教育職員免許法施行規則第4条に定める科目区分			本学の授業科目	単位数 必修 選択	履修方法等
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概論	2	中学校教諭一種免許状(国語)を受ける資格の取得を希望する者は、必修26単位を含め28単位以上を修得すること。なお、28単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。
			日本語表現学	2	
			日本語音声学	2	
			日本語史	2	
			現代	2	

			日本語文法			
		国文学（国文学史を含む。）	日本文学史Ⅰ	2		
			日本文学史Ⅱ	2		
			日本文学史Ⅲ	2		
			日本文学概論		2	
			日本文学講読Ⅰ		2	
			日本文学講読Ⅱ		2	
			日本文学講読Ⅲ		2	
			日本文学講読Ⅳ		2	
			古典資料論		2	
			近代文学資料論		2	
			古典文芸論		2	

		漢文学	中国文学	2	
			中国文学史	2	
		書道（書写を中心とする。）	書道	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		国語科教育法Ⅰ	2	
			国語科教育法Ⅱ	2	
			国語科教育法Ⅲ	2	
			国語科教育法Ⅳ	2	
合計(23 科目)				26	20

③高等学校教諭一種（英語）

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分			本学の授業科目	単位数		履修方法等
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	英語学概論Ⅰ	2	2	高等学校教諭一種免許状(英語)を受ける資格の取得を希望する者は、必修 26 単位を含め 26 単位以上を修得すること。なお、24 単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数を含む。
			英語学概論Ⅱ	2		
			英語史			
			英語音声学	2		
		英語文学	英米文学	2		
			英米文学史	2		
			イギリス文学講読Ⅰ		2	
			イギリス文学講読Ⅱ		2	
			アメリカ文学		2	

			講読Ⅰ アメリカ文学 講読Ⅱ	2	
		英語コミュニケーション	アカデミック 英語Ⅰ	4	
			アカデミック 英語Ⅱ	4	
			アカデミック 英語Ⅲ	4	
			アカデミック 英語Ⅳ	4	
			ディベート	2	
			Critical Perspectives on Contemporary Japanese Society	2	
			異文化 理解	2	
		各教科の指導 法（情報通信 技術の活用を 含む。）	英語科教育法 Ⅰ	2	
	英語科教育法 Ⅱ		2		
合計（20科目）				26	22

④高等学校教諭一種（国語）

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分			本学の授業科目	単位数 必修選択	履修方法等
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概論	2	高等学校教諭一種免許状(国語)を受ける資格の取得を希望する者は、必修20単位を含め24単位以上を修得すること。なお、24単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。
			日本語表現学	2	
			日本語音声学	2	
			日本語	2	

			語史 現代 日本 語文 法	2	
		国文学（国文学 史を含む。）	日本 文学 史Ⅰ	2	
			日本 文学 史Ⅱ	2	
			日本 文学 史Ⅲ	2	
			日本 文学 概論	2	
			日本 文学 講読 Ⅰ	2	
			日本 文学 講読 Ⅱ	2	
			日本 文学 講読 Ⅲ	2	
			日本 文学 講読 Ⅳ	2	
			古典 資料 論	2	
			近代 文学 資料 論	2	
			古典	2	

			文芸論		
		漢文学	中国文学	2	
			中国文学史	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		国語科教育法Ⅰ	2	
		国語科教育法Ⅱ	2		
合計（20 科目）			20	20	

⑤高等学校教諭一種（情報）

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分			本学の授業科目	単位数		履修方法等
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	情報倫理	2		高等学校教諭一種免許状(情報)を受ける資格の取得を希望する者は、必修 16 単位を含め 24 単位以上を修得すること。なお、24 単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。
			情報と職業	2		
		コンピュータ・情報処理	情報科学概論（実習を含む）	2		
			プログラミング思考Ⅰ		2	
			プログラミング思考Ⅱ		2	
			教育コンテンツ制作（実習を含む）		2	
			デジタル		2	

			技術のための数学			
		情報システム	経営情報 マネジメント概論 (実習を含む) 自然言語 処理システム (実 習を含む)	2		2
		情報通信ネット ワーク	情報通信 ネットワ ーク概論 (実習を含 む) ネットワ ーク分析 論	2		2
		マルチメディア 表現・マルチメ ディア技術	マルチメ ディア概 論 (実習 を含む) GIS 学演習 画像情報 処理 (実 習を含む)	2	2	2
		教科及び教科の指導法 に関する科目における 複数の事項を合わせた 内容に係る科目	-	-	-	-
		各教科の指導法 (情報 通信技術の活用を含 む。)	情報科教 育法 I 情報科教 育法 II	2	2	
		合計 (16 科目)		16	16	

⑥高等学校教諭一種 (福祉)

教育職員免許法施行規則第 5 条	本学の授	単位	履修方法等
------------------	------	----	-------

に定める科目区分			業科目	数		
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	社会福祉学（職業指導を含む。）	社会福祉原論Ⅰ	2		高等学校教諭一種免許状(福祉)を受ける資格の取得を希望する者は、必修34単位を含め34単位以上を修得すること。なお、24単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。
			社会福祉原論Ⅱ	2		
			福祉文化論	2		
			地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2	
			地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2	
			社会保障論Ⅰ		2	
			社会保障論Ⅱ		2	
		高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	高齢者福祉論	2		
			児童・家庭福祉論	2		
			障害福祉論	2		
		社会福祉援助技術	ソーシャルワークの基盤と専門職	2		
			ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2		
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		2	

			ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	
			ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	2	
			ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	2	
		介護理論・介護技術	介護技術	2	
		社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	
			ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	
			ソーシャルワーク演習Ⅲ	4	
			ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	
			ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	
			ソーシャルワーク実習Ⅱ	6	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	
			ソーシャルワーク実習指導	1	

			Ⅱ ソーシャ ルワーク 実習指導 Ⅲ		1	
		人体構造に関する 理解・日常生活行 動に関する理解	医学一般	2		
		加齢に関する理 解・障害に関する 理解	介護福祉 論	2		
	各教科の指導法（情報通 信技術の活用を含む。）		福祉科教 育法Ⅰ	2		
			福祉科教 育法Ⅱ	2		
合計（30 科目）				34	29	

⑦高等学校教諭一種（家庭）

教育職員免許法施行規則第 5 条に定める科目区分			本学の 授業科 目	単位 数	必 修	選 択	履修方法等
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	教科 に関 する 専門 的事 項	家庭経営学 （家族関係学 及び家庭経済 学を含む。）	社会生 活論	2			高等学校教諭一種免許状(家庭)を受ける 資格の取得を希望する者は、必修 47 単位 を修得すること。なお、24 単位を超えて 修得した単位数は、「大学が独自に設定 する科目」の所要単位数を含む。
			家族と 生活	2			
		被服学（被服 実習を含 む。）	被服造 形論及 び実習	3			
		食物学（栄養 学、食品学及 び調理実習を 含む。）	基礎栄 養学Ⅰ	2			
			応用栄 養学	2			
			栄養教 育論	2			
			栄養教 育論実 習	1			
			ライフ ステー ジ栄養	2			

		学Ⅰ ライフ ステー ジ栄養 学Ⅱ 臨床栄 養学Ⅰ 臨床栄 養学Ⅱ 食品機 能学 食品機 能学実 験 食品科 学 食品科 学実験 食品衛 生学 食品衛 生学実 験 調理学 調理学 実習 食事設 計論 食事設 計論実 習 公衆衛 生学 (栄 養)	2 2 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2		
	住居学	居住環 境論	2		
	保育学	保育学	2		
	各教科の指導法（情 報通信技術の活用を	家庭科 教育法	2		

	含む。)	I 家庭科 教育法 II	2	
合計 (26 科目)			47	

(4) 大学が独自に設定する科目

①中学校教諭一種

教育職員免許法施行規則第4条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	—	—	—	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得

②高等学校教諭一種（英語、国語、福祉、家庭）

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	道徳教育の指導法	2		「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得
合計 (1 科目)		2		

③高等学校教諭一種（情報）

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	道徳教育の指導法 情報社	2	2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」

	会Ⅰ (政治)			「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得
	情報社会Ⅱ (宗教)	2		
	情報社会Ⅲ (空間形成)	2		
	情報社会Ⅳ (環境)	2		
	情報社会Ⅴ (経済)	2		
	情報社会Ⅵ (地域資源)	2		
合計 (7科目)		14		

④養護教諭一種

教育職員免許法施行規則第9条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	進路指導論	1		最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて7単位以上を修得
合計 (1科目)		1		

(5) 特別支援教育に関する科目

教育職員免許法施行規則第7条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害児教育総論	2		特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）を

特別支援教育 領域に関する 科目	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の心理、 生理及び病理に 関する科目	知的障害児 の理解と支 援	1	受ける資格の取得を希望する者は、 必修 26 単位を含め 26 単位以上を修 得すること。ただし、所定の基礎資 格が必要。
		肢体不自由 児の理解と 支援	1	
		知的障害児 の心理	2	
		病弱児の心 理	2	
		知的障害児 の生理・病 理	1	
		肢体不自由 児の生理・ 病理	1	
		病弱児の生 理・病理	2	
	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の教育課 程及び指導法に 関する科目	障害児教育 支援法	2	
		障害児・者 とセラピー ーティック レクリエー ション	2	
		病弱教育	2	
免許状に定め られることと なる特別支援 領域以外の領 域に関する科 目	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の心理、 生理及び病理に 関する科目	発達障害論	2	2
		障害児教育 福祉論		
	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の教育課 程及び指導法に 関する科目	発達障害支 援論	1	
	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の心理、 生理及び病理に 関する科目	視覚障害 児・聴覚障 害児の理解 と支援	2	

	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援教育実習	2			
	特別支援教育実習事前事後指導	1			
合計（17 科目）		26	2		

(6) 養護に関する科目

教育職員免許法施行規則第9条に定める科目区分		本学の授業科目	単位数 必修選択	履修方法等
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	公衆衛生学	2	養護教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、必修 42 単位を修得すること。なお、28 単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。
		保健医療福祉システム論	2	
		公衆衛生看護学Ⅰ	2	
		健康体力科学	1	
	学校保健	学校保健	2	
	養護概説	養護概説Ⅰ	1	
		養護概説Ⅱ	1	
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	対人援助技術論Ⅰ	1	
		健康教育・保健指導技術	1	
	栄養学（食品学を含む。）	基礎栄養学	1	
		臨床栄養学	1	
	解剖学・生理学	人体構造機能学Ⅰ	1	
		人体構造機能学Ⅱ	2	
	「微生物学、	病理学	1	

	免疫学、薬理概論」	微生物学	1	
		薬理学	1	
	精神保健	精神保健学	1	
		人間発達学	1	
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	看護学原論Ⅰ	1	
		看護技術論	2	
		アセスメント技術	1	
		看護過程	1	
		基礎看護技術Ⅰ	2	
		臨床看護技術Ⅰ	1	
		精神看護学Ⅱ	2	
		小児看護学Ⅰ	2	
		小児看護学Ⅱ	1	
		基礎看護学実習Ⅰ	1	
		成人・老年看護学実習Ⅱ（急性期）	3	
		小児看護学実習	2	
	合計（30 科目）		42	

(7) 栄養に係る教育に関する科目

教育職員免許法施行規則第 10 条に定める科目区分		本学の授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校栄養教育論Ⅰ	2		栄養教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、必修 4 単位を修得すること。
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項				

	食生活に関する歴史的及び文化的事項	学校栄養教育論Ⅱ	2		
	食に関する指導の方法に関する事項				
合計（2科目）			4		

3 司書に関する専門科目

授業科目			単位数		履修方法
			必修	選択	
司書専攻 専門科目	必修科目	生涯学習論	2		司書の資格の取得を希望する者は、必修 26 単位を含め 28 単位以上を修得すること。
		図書館概論	2		
		図書館制度・経営論	2		
		図書館情報技術論	2		
		図書館サービス概論	2		
		情報サービス論	2		
		児童サービス論	2		
		情報サービス演習Ⅰ	2		
		情報サービス演習Ⅱ	2		
		図書館情報資源概論	2		
		情報資源組織論	2		
		情報資源組織演習Ⅰ	2		
		情報資源組織演習Ⅱ	2		
	選択科目	図書館サービス特論		1	
		図書館情報資源特論		1	
		図書・図書館		1	

	史			
	図書館実習		1	
計（17 科目）		26	4	

4 司書教諭に関する専門科目

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	
司書教諭専門科目			司書教諭の資格の取得を希望する者は、必修 10 単位のほか所定の教職に関する専門科目の必要単位を修得すること。
学校経営と学校図書館	2		
学校図書館メディアの構成	2		
学習指導と学校図書館	2		
読書と豊かな人間性	2		
情報メディアの活用	2		
計（5 科目）	10		

5 学芸員に関する専門科目

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	
学芸員専門科目			学芸員の資格の取得を希望する者は、必修 19 単位を修得すること。
生涯学習論	2		
博物館概論	2		
博物館経営論	2		
博物館資料論	2		
博物館資料保存論	2		
博物館展示論	2		
博物館教育論	2		
博物館情報・メディア論	2		
博物館学内実習Ⅰ	1		
博物館学内実習Ⅱ	1		
博物館実習	1		
計（11 科目）	19		

6 登録日本語教員養成課程に関する専門科目

(1) 国際文化学部国際文化学科

授業科目		単位数		履修方法
		必修	選択	
社会・文化・地域に関わる科目	異文化交流論	2		日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必修 26 単位を含め 26 単位以上を修得すること。
	国際関係論		2	
	日本文化論		2	
	多文化社会と言語政策		2	
言語と社会に関わる科目	社会言語学	2		
	多言語文化論		2	
言語と心理に関わる科目	第二言語習得論	2		
	異文化コミュニケーション論		2	
言語と教育に関わる科目	日本語教育入門	2		
	日本語教授法	2		
	日本語教材・教具論	2		
	日本語教育実習	2		
	日本語教育実践演習	2		
	日本語教育評価法	2		
言語に関わる科目	現代日本語文法	2		
	日本語学概論	2		
	日本語音声学	2		
	言語学概論		2	
	コミュニケーション論		2	
合計（19 科目）		26	12	

(2) 国際文化学部文化創造学科

授業科目		単位数		履修方法
		必修	選択	
社会・文化・地域に関わる科目	異文化交流論	2		日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必修 26 単位を含め 26 単位以上を修得すること。
	国際関係論		2	
	日本文化論		2	

	多文化社会と言 語政策		2	
言語と社会に関 わる科目	社会言語学 多言語文化論	2		2
言語と心理に関 わる科目	第二言語習得論 異文化コミュニ ケーション論	2		2
言語と教育に関 わる科目	日本語教育入門 日本語教授法 日本語教材・教 具論 日本語教育実習 日本語教育実践 演習 日本語教育評価 法	2 2 2 2 2 2		
言語に関わる科 目	現代日本語文法 日本語学概論 日本語音声学 言語学概論 コミュニケーシ ョン論	2 2 2		2 2
合計（19 科目）		26	12	

7 社会福祉士養成に関する科目

授業科目		単位 数		履修方法等
		必 修	選 択	
医学概論	医学一般	2		社会福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、必修 69 単位を修得すること。
心理学と心理的支援	心理学と心理的支援	2		
社会学と社会システム	社会学と社会システム	2		
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論Ⅰ	2		
	社会福祉原論Ⅱ	2		
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査	2		
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	2		
ソーシャルワークの	ソーシャルワークの	2		

基盤と専門職（専門）	基盤と専門職（専門）		
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	2	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	
福祉サービスの組織と経営	社会福祉運営管理論	2	
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	
	社会保障論Ⅱ	2	
高齢者福祉	高齢者福祉論	2	
障害者福祉	障害福祉論	2	
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉論	2	
貧困に対する支援	公的扶助論	2	
保健医療と福祉	医療福祉論	2	
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	2	
刑事司法と福祉	司法福祉論	2	
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習Ⅲ	4	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	
	ソーシャルワーク実	1	

	習指導Ⅱ ソーシャルワーク実 習指導Ⅲ	1	
ソーシャルワーク実 習	ソーシャルワーク実 習Ⅰ ソーシャルワーク実 習Ⅱ	2 6	
合計（33科目）		69	

8 精神保健福祉士養成に関する科目

授業科目		単位 数	履修方法等
		必修 選択	
医学概論	医学一般	2	精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、必修 68 単位を修得すること。 ただし、別表第 1 「8 精神保健福祉士養成に関する科目」に加え、別表第 1 「7 社会福祉士養成に関する科目」のソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習に掲げる授業科目を履修し、その単位を修得すること。
心理学と 心理的支 援	心理学と 心理的支 援	2	
社会学と 社会シス テム	社会学と 社会シス テム	2	
社会福祉 の原理と 政策	社会福祉 原論Ⅰ	2	
	社会福祉 原論Ⅱ	2	
地域福祉 と包括的 支援体制	地域福祉 と包括的 支援体制 Ⅰ	2	
	地域福祉 と包括的 支援体制 Ⅱ	2	
社会保障	社会保障 論Ⅰ	2	
	社会保障 論Ⅱ	2	
障害者福 祉	障害福祉 論	2	
権利擁護 を支える	権利擁護 と成年後	2	

法制度	見		
刑事司法 と福祉	司法福祉 論	2	
社会福祉 調査の基 礎	社会福祉 調査	2	
精神医学 と精神医 療	精神医学 Ⅰ	2	
	精神医学 Ⅱ	2	
現代の精 神保健の 課題と支 援	精神保健 Ⅰ	2	
	精神保健 Ⅱ	2	
ソーシャ ルワーク の基盤と 専門職	ソーシャ ルワーク の基盤と 専門職	2	
精神保健 福祉の原 理	精神保健 福祉の原 理 Ⅰ	2	
	精神保健 福祉の原 理 Ⅱ	2	
ソーシャ ルワーク の理論と 方法	ソーシャ ルワーク の理論と 方法 Ⅰ	2	
	ソーシャ ルワーク の理論と 方法 Ⅱ	2	
ソーシャ ルワーク の理論と 方法(専 門)	ソーシャ ルワーク の理論と 方法(専 門) A	2	
	ソーシャ ルワーク の理論と 方法(専	2	

	門) B			
精神障害 リハビリ テーショ ン論	精神障害 リハビリ テーショ ン論	2		
精神保健 福祉制度 論	精神保健 福祉制度 論	2		
ソーシャ ルワーク 演習	ソーシャ ルワーク 演習 I	2		
ソーシャ ルワーク 演習(専 門)	ソーシャ ルワーク 演習 A	4		
	ソーシャ ルワーク 演習 B	2		
ソーシャ ルワーク 実習指導	ソーシャ ルワーク 実習指導 A	2		
	ソーシャ ルワーク 実習指導 B	1		
ソーシャ ルワーク 実習	ソーシャ ルワーク 実習 A	3		
	ソーシャ ルワーク 実習 B	2		
合計 (33 科目)		68		

9 保健師養成に関する科目

授業科目		単位数		履修方法等
		必修	選択	
基Ⅲ群 盤数理・データサ 教イエンス科目	データサイエンス演習	2		保健師国家試験受験資格の取得を希望する者は、必修 31 単位を修得すること。
	小計(1 科目)	2		

育 科 目 群					
	専門基礎科目	公衆衛生学	2		
		保健医療福祉システム論	2		
		小計(2科目)	4		
	展開科目	公衆衛生看護学Ⅰ	2		
		公衆衛生看護学Ⅱ	2		
		健康教育・保健指導技術	1		
		小計(3科目)	5		
	実践的統合教育科目	ヒューマンケアチームアプローチ演習	2		
		小計(1科目)	2		
	関連科目	疫学	2		
		養護概説Ⅰ	1		
		地域ケア論	1		
		小計(3科目)	4		
	保健師に関する専門科目	地域診断論	2		
		公衆衛生看護学Ⅲ	1		
		公衆衛生看護技術論	2		
		公衆衛生看護技術	1		
		公衆衛生看護管理論	2		
		保健行政論	1		
		公衆衛生看護学実習Ⅰ	1		
		公衆衛生看護学実習Ⅱ	2		
		公衆衛生看護学実習Ⅲ	2		
	小計(9科目)		14		
	合計(19科目)		31		

10 学校司書に関する専門科目

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	

学校司書モデルカリキュラム	学校図書館概論	学校経営と学校図書館	2	学校司書のモデルカリキュラムを修得しようとする者は、必修 32 単位を修得すること。
	図書館情報技術論	図書館情報技術論	2	
	図書館情報資源概論	図書館情報資源概論	2	
	情報資源組織論	情報資源組織論	2	
	情報資源組織演習	情報資源組織演習Ⅰ	2	
		情報資源組織演習Ⅱ	2	
	学校図書館サービス論	学校図書館サービス論	2	
	学校図書館情報サービス論	情報サービス論	2	
		情報サービス演習Ⅰ	2	
		情報サービス演習Ⅱ	2	
	学校教育概論	教育原理	2	
		教育心理学	2	
		教育方法・教育課程論 (情報通信技術の活用含む)	2	
		特別支援教育	2	
	学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	2	
	読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性	2	
合計 (16 科目)			32	

別表第 2(第 1 条の 2 第 2 項関係)

別科助産専攻

授業科目		単位数	履修方法等
		必修	
助産の理論演習	助産学概論	1	必修 33 単位を修得すること。
	基礎科目 周産期学Ⅰ	2	
	周産期学Ⅱ	2	
	生命倫理	1	
	母子と健康	1	
	助産文献講読	1	

助産の実践領域	域習	助産研究演習	1	
		小計(7科目)	9	
	専門科目	助産診断・技術学Ⅰ（妊娠）	1	
		助産診断・技術学Ⅱ（分娩）	2	
		助産診断・技術学Ⅲ（産褥・新生児）	2	
		助産診断・技術学演習Ⅰ（助産実践演習）	2	
		助産診断・技術学演習Ⅱ（健康教育）	1	
		助産管理論	2	
		地域母子保健学	2	
		小計(7科目)	12	
	実習	助産学実習Ⅰ（妊娠）	3	
		助産学実習Ⅱ（分娩・産褥）	5	
		助産学実習Ⅲ（継続事例）	1	
		助産学実習Ⅳ（ハイリスク）	2	
		地域母子保健実習	1	
		小計(5科目)	12	
	合計(19科目)		33	

別表第3(第1条の2第3項関係)

1 国際文化学研究科国際文化学専攻修士課程

授業科目		単位数		履修方法
		必修	選択	
共通科目	生命と生活の質特論	2		必修14単位を含め30単位以上を修得すること。
	小計(1科目)	2		
基礎科目	文化マネジメント特論	2		
	国際文化学研究法	2		
	情報文化リテラシー特論		2	
	文化マネジメント実習		2	
	小計(4科目)	4	4	
専門科目	文化の融合をめざす分野	国際文化特講Ⅰ	2	
		国際文化特講Ⅱ	2	
		国際文化特講Ⅲ	2	

		国際文化特講Ⅳ		2
	文化の交流をめざす分野	言語文化特講Ⅰ		2
		言語文化特講Ⅱ		2
		言語文化特講Ⅲ		2
		言語文化特講Ⅳ		2
	文化の再発見をめざす分野	地域文化特講Ⅰ		2
		地域文化特講Ⅱ		2
		地域文化特講Ⅲ		2
		地域文化特講Ⅳ		2
	文化の創造をめざす分野	地域デザイン特講Ⅰ		2
		地域デザイン特講Ⅱ		2
		地域デザイン特講Ⅲ		2
		地域デザイン特講Ⅳ		2
		小計（16 科目）		32
	特別研究	国際文化学研究Ⅰ	8	
		国際文化学研究Ⅱ		2
国際文化学研究Ⅲ			2	
小計（3 科目）		8	4	
合計（24 科目）			14	40

2 健康福祉学研究科健康福祉学専攻博士前期課程

授業科目		単位数		履修方法
		必修	選択	
共通科目	生命と生活の質特論	2		必修 16 単位を含め 30 単位以上を修得すること。
	小計（1 科目）	2		
基礎科目	健康福祉学特論	2		
	健康福祉学特論演習	2		
	健康福祉学研究法特論	2		
	健康福祉学基礎特論Ⅰ		2	
	健康福祉学基礎特論Ⅱ		2	
	健康福祉学基礎特論Ⅲ		2	
	小計（6 科目）	6	6	
専門科目	生命・生活系専門特論Ⅰ		2	
	生命・生活系専門特論Ⅱ		2	

	生命・生活系専門特論Ⅲ		2
	地域・社会系専門特論Ⅰ		2
	地域・社会系専門特論Ⅱ		2
	地域・社会系専門特論Ⅲ		2
	地域・社会系専門特論Ⅳ		2
	実践・臨床系専門特論Ⅰ		2
	実践・臨床系専門特論Ⅱ		2
	実践・臨床系専門特論Ⅲ		2
	実践・臨床系専門特論Ⅳ		2
	実践・臨床系専門特論演習		2
	小計（12 科目）		24
	特別研究		
特別研究	健康福祉学研究Ⅰ	8	
	健康福祉学研究Ⅱ		2
	健康福祉学研究Ⅲ		2
	小計（3 科目）	8	4
合計（22 科目）		16	34

別表第4(第1条の2第4項関係)

健康福祉学研究科健康福祉学専攻博士後期課程

授業科目		単位数		履修方法
		必修	選択	
基礎講 究	健康福祉学講究	2		必修 14 単位を含め 22 単位以上を修得すること。
	大学教育・運営系基礎講 究		2	
	健康福祉学基礎講究Ⅰ		2	
	健康福祉学基礎講究Ⅱ		2	
	小計（4 科目）	2	6	
専門講 究	生命・生活系専門講究Ⅰ		2	
	生命・生活系専門講究Ⅱ		2	
	生命・生活系専門講究Ⅲ		2	
	地域・社会系専門講究Ⅰ		2	
	地域・社会系専門講究Ⅱ		2	
	実践・臨床系専門講究Ⅰ		2	
	実践・臨床系専門講究Ⅱ		2	
	小計（7 科目）		14	

特別研究	健康福祉学特別研究Ⅰ	12		
	健康福祉学特別研究Ⅱ		2	
	健康福祉学特別研究Ⅲ		2	
	小計（3科目）	12	4	
合計（14科目）		14	24	

○山口県立大学学位規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 6—34 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 平成 23 年 3 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日 令和 3 年 1 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県立大学学則(平成 18 年規程第 1 号)第 58 条及び山口県立大学大学院学則(令和 5 年規程第 1-2 号)第 40 条の規定に基づき、学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

学 部	専攻分野の種類
国際文化学部	国際文化学
社会福祉学部	社会福祉学
看護栄養学部	看護学、栄養学

3 修士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻分野の種類
国際文化学研究科	国際文化学
健康福祉学研究科	健康福祉学

4 博士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻分野の種類
健康福祉学研究科	健康福祉学

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

(修士論文・制作又は博士論文の提出)

第 4 条 修士論文・制作又は博士論文を提出できる学生は、本学の大学院の所定の修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修して、修士にあつては 30 単位以上を修得した者又は 30 単位以上を修得する見込みのある者、博士にあつては 22 単位以上を修得した者又は 22 単位以上を修得する見込みのある者とする。

2 修士論文・制作又は博士論文は、指定された期日までに、所属する研究科の研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

3 前項の修士論文・制作又は博士論文の提出について必要な事項は、研究科の教授会(以下「研究科教授会」という。)の議を経て、研究科長が定める。

(修士論文・制作又は博士論文の審査の付託)

第5条 研究科長は、前条の修士論文・制作又は博士論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

(審査委員会の設置等)

第6条 研究科教授会は、前条の付託を受けたときは、修士論文・制作又は博士論文を提出した学生ごとに審査委員会を設け、当該審査委員会に修士論文・制作又は博士論文の審査及び最終試験の実施を委嘱するものとする。

2 前項の審査委員会は、研究科教授会の構成員の中から、修士論文・制作又は博士論文を提出した学生に対する研究指導を担当した教員を含め、3人以上の委員で組織する。

3 審査委員会は、委員の互選により主査1人を置く。

(修士論文・制作の審査及び最終試験の実施)

第7条 前条第1項の審査委員会は、第4条の規定により提出された修士論文・制作又は博士論文を審査し、当該修士論文・制作又は博士論文を中心とした研究領域について最終試験を行う。

(審査結果の報告)

第8条 審査委員会は、修士論文・制作又は博士論文の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を研究科教授会に報告しなければならない。

(学位の授与の決定)

第9条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて、修士課程又は博士課程の修了及び修士又は博士の学位の授与の可否について議決する。

2 前項の議決は、出席者の過半数をもって決する。

3 研究科長は、第1項の議決があったときは、その結果を文書でもって学長に報告しなければならない。

4 学長は、前項の報告があったときは、修士課程又は博士課程の修了を認定する。

5 学長は、修士課程又は博士課程の修了を認定しなかった者に対して、その旨を通知するものとする。

(学位の授与等)

第10条 学長は、学部の教授会（以下「学部教授会」という。）の議を経て卒業を認定した者に、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条の規定に基づき、学位記を交付して修士又は博士の学位を授与する。

3 前項の規定に基づき博士の学位を授与したときは、学位簿に登録をし、文部科学大臣に報告する。

(学位の名称)

第11条 大学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「山口県立大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第12条 学長は、本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学部教授会又は研究科教授会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

2 学部教授会又は研究科教授会において前項の議決を行う場合は、構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位記の様式)

第13条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、学位について必要な事項は、学部教授会又は研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 生活科学部及び看護学部に係る学位については、平成19年3月31日に当該学部在籍する者が当該学部在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

3 健康福祉学研究科生活健康科学専攻に係る学位については、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月1日)

この規定は、平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月1日)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第13条関係)

[別紙参照]

別記様式第2号(第13条関係)

[別紙参照]

別記様式第3号(第13条関係)

[別紙参照]